

**第3期仁木町創生
人口ビジョン・総合戦略
《令和7年度～令和11年度》**



北海道仁木町

目 次

I	人口ビジョン.....	1
第1章	はじめに.....	3
1	国の「長期ビジョン」「総合戦略」の策定.....	3
2	仁木町のまち・ひと・しごと創生について.....	3
3	仁木町創生人口ビジョンに係る基本方針.....	4
第2章	人口動向分析.....	5
1	時系列による人口動向分析.....	5
2	人口移動動向分析.....	10
3	結婚と出生に関する分析.....	13
4	雇用や就労に関する分析.....	16
第3章	将来人口の推計と分析.....	19
1	将来人口推計.....	19
2	将来人口に及ぼす自然増減・社会増減の影響度分析.....	21
第4章	人口の変化が地域の将来に与える影響.....	26
第5章	人口の将来展望.....	27
1	目指すべき将来の方向.....	27
2	人口の将来展望.....	29
II	総合戦略.....	31
第1章	第3期仁木町創生総合戦略の策定に当たって.....	33
1	第3期仁木町創生総合戦略の趣旨.....	33
2	第3期仁木町創生総合戦略の位置付け.....	34
3	計画期間.....	35
4	計画の前提となる社会的条件.....	35
5	国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」の概要.....	36
6	「第3期北海道創生総合戦略」の概要.....	38
第2章	第3期仁木町創生総合戦略の基本的考え方.....	39

1	計画策定の考え方.....	39
2	重点戦略の設定.....	40
3	施策の体系.....	42
4	効果の検証と改善について.....	43
第3章 施策の展開.....		44
「果実の町」稼ぐ産業・雇用支援プロジェクト.....		44
「仁木町へ行こう」田舎を楽しむ・交流促進プロジェクト.....		47
「みんなで育てるこどもたち」生き生き子育て・教育支援プロジェクト.....		51
「やすらぎの里」もっと快適に・豊かな暮らしの支援プロジェクト.....		54

I 人口ビジョン

第1章 はじめに

1 国の「長期ビジョン」「総合戦略」の策定

国では、急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度な集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、平成26（2014）年11月にまち・ひと・しごと創生法を施行し、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」を策定の上、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を展開してきました。

しかしながら、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）が令和5（2023）年4月に公表した「日本の将来推計人口（令和5年推計）」（出生中位（死亡中位））では、令和52（2070）年には総人口が8,700万人に減少するなど、人口減少が将来にわたって続くと推計されており、出生の動向を見ても、合計特殊出生率は1.20と過去最低の値を更新しています。また、人口が減少する中で、いまだ地方から東京圏への人口流出が続いており、地方の過疎化や地域産業の衰退等が大きな課題となっています。

他方で、新型コロナウイルス感染症の拡大やデジタル技術の急速な進展に伴い、テレワークの普及や地方移住への関心が高まるなど、社会情勢がこれまでとは大きく変化してきており、デジタル技術は、地方の社会課題を解決し、新たな付加価値を生み出す源泉として、現代社会においてますます重要となっています。

このような中、国では、令和4（2022）年12月に「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に改訂し、令和5（2023）年度を初年度とする5か年の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定しました。

国は、本総合戦略に基づき、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、デジタル技術の活用によって地域の個性を活かしながら、地方の社会課題解決や魅力向上の取組を加速化・深化することとしています。

2 仁木町のまち・ひと・しごと創生について

仁木町は、平成26（2014）年に日本創成会議が公表した報告書において、平成22（2010）年から令和22（2040）年までの30年間で20～39歳の若年女性が50%以上減少する自治体である、「消滅可能性自治体」に位置付けられていました。

このような中、まち・ひと・しごと創生については、国と地方が一体となり、中長期的視点に立って取り組む必要があることから、本町では、国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を勘案し、平成27（2015）年に仁

本町における人口の現状と将来の展望を提示する第1期「仁木町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（以下「仁木町人口ビジョン」という。）」と、平成27（2015）年度から令和元（2019）年度までの目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた第1期「仁木町まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「仁木町総合戦略」という。）」を策定しました。

さらに、令和2（2020）年には第1期仁木町人口ビジョン・総合戦略を引き継ぎ、地方創生に資する取組を更に強力に推し進めていくため、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までを計画期間とする第2期仁木町人口ビジョンと第2期仁木町総合戦略を策定し、地方創生に向けた各種施策を展開してきました。

その結果、令和6（2024）年に人口戦略会議が公表した新たな報告書において、令和2（2020）年から令和32（2050）年までの30年間ににおける本町の若年女性の減少率が、前回報告の56.1%から24.1%まで改善するとされ、「消滅可能性自治体」から脱却することができました。この減少率は、道内の自治体の中で2番目に少ない値となっています。

しかしながら、本町の人口は、第2期仁木町人口ビジョンで示した将来推計よりも早い速度で減少していることに変わりありません。

このことから、本町におけるこれまでの地方創生に向けた取組の成果や課題を踏まえた上で、国の「デジタル田園都市国家構想」も勘案し、持続可能なまちづくりの推進を更に強化していくため、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までを計画期間とする「第3期仁木町創生人口ビジョン」及び「第3期仁木町創生総合戦略」を策定します。

3 仁木町創生人口ビジョンに係る基本方針

人口ビジョンは、仁木町における人口の現状を分析し、目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示するもので、総合戦略の策定等に向けた基礎資料とします。

第2章 人口動向分析

本章では、過去から現在に至る人口の推移を把握し、その背景を分析することにより、講ずべき施策の検討材料を得ることを目的として、時系列により人口動向や年齢階級別の人口動向分析を行いました。

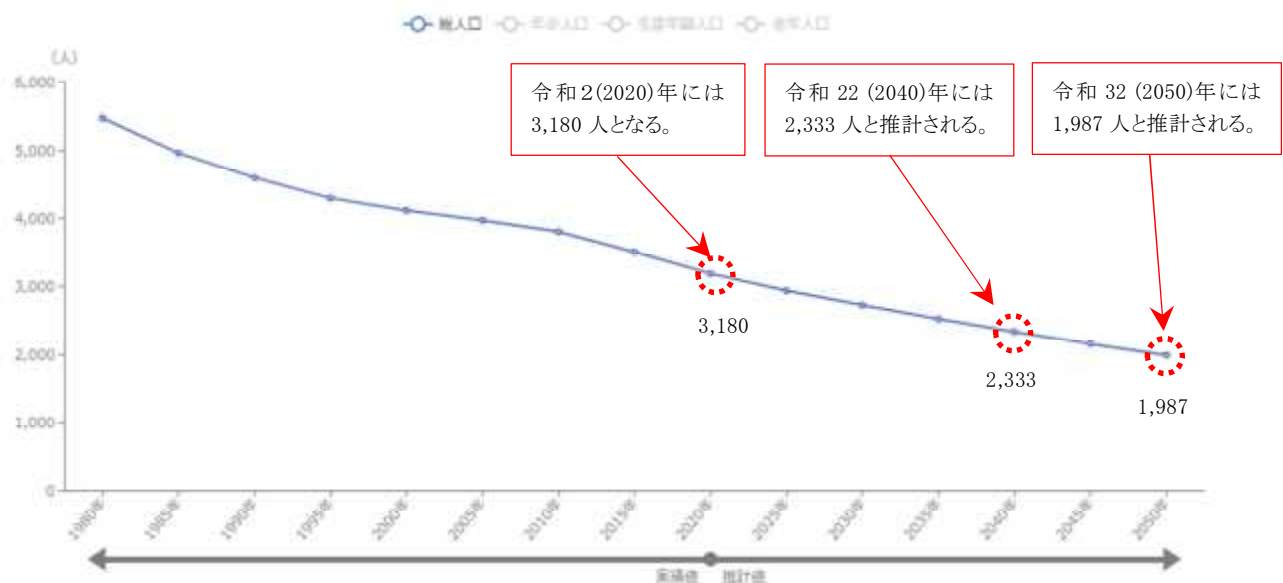
1 時系列による人口動向分析

(1) 総人口の推移と将来推計

仁木町では、昭和35（1960）年の8,326人をピークに人口減少が始まり、令和2（2020）年には3,180人まで減少しました。

社人研の推計によると、今後も人口減少は続き、令和22（2040）年には2,333人（26.6%減）、令和32（2050）年には1,987人（37.5%減）になると推計されています。

■総人口の推移と将来推計



資料：RESAS「人口推移」

※総務省「国勢調査」、厚生労働省「人口動態調査」、

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」

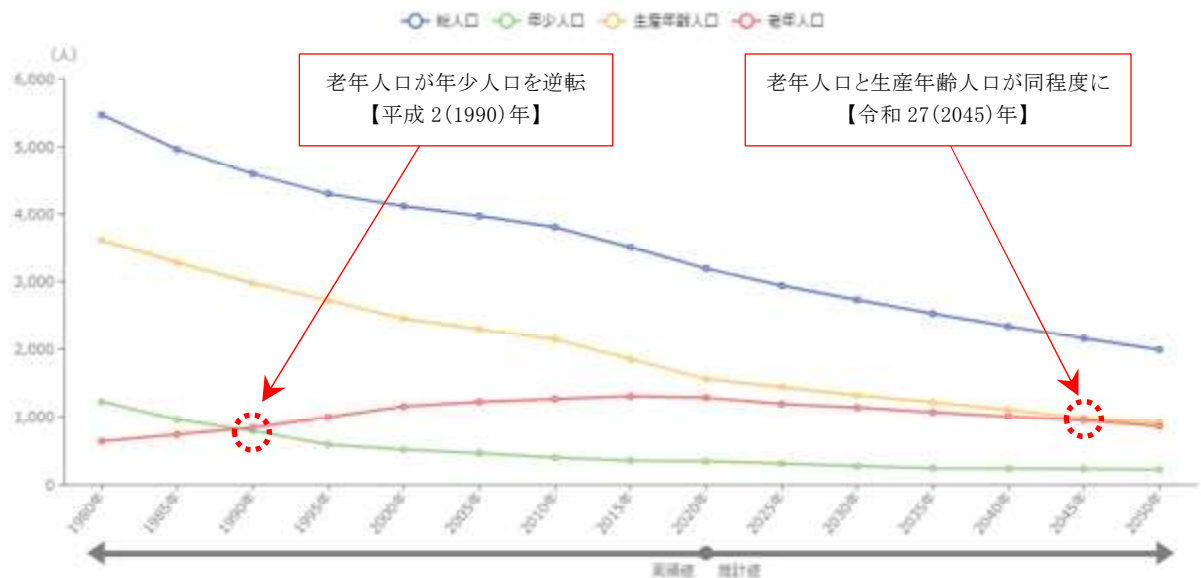
(2) 年齢3区分別人口の推移と将来推計

年少人口は、出生数の低下等により減少が続いており、平成2（1990）年には老年人口を下回り令和2（2020）年には344人にまで減少しました。

生産年齢人口も一貫して減少が続いており、令和27（2045）年以降は老年人口と同程度になると推計されています。

一方、老年人口は、生産年齢人口が順次老年期に入るほか、平均寿命の延伸により令和2（2020）年以降は、横ばいから減少に転じるものと推計されています。

■年齢3区分人口の推移と将来推計



資料：RESAS「人口推移」

※総務省「国勢調査」、厚生労働省「人口動態調査」、
国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」

※年少人口：年齢別人口のうち、0歳から14歳までの人口層
 ※生産年齢人口：年齢別人口のうち、労働力の中核をなす15歳以上65歳未満の人口層
 ※老年人口：年齢別人口のうち、65歳以上の人口層

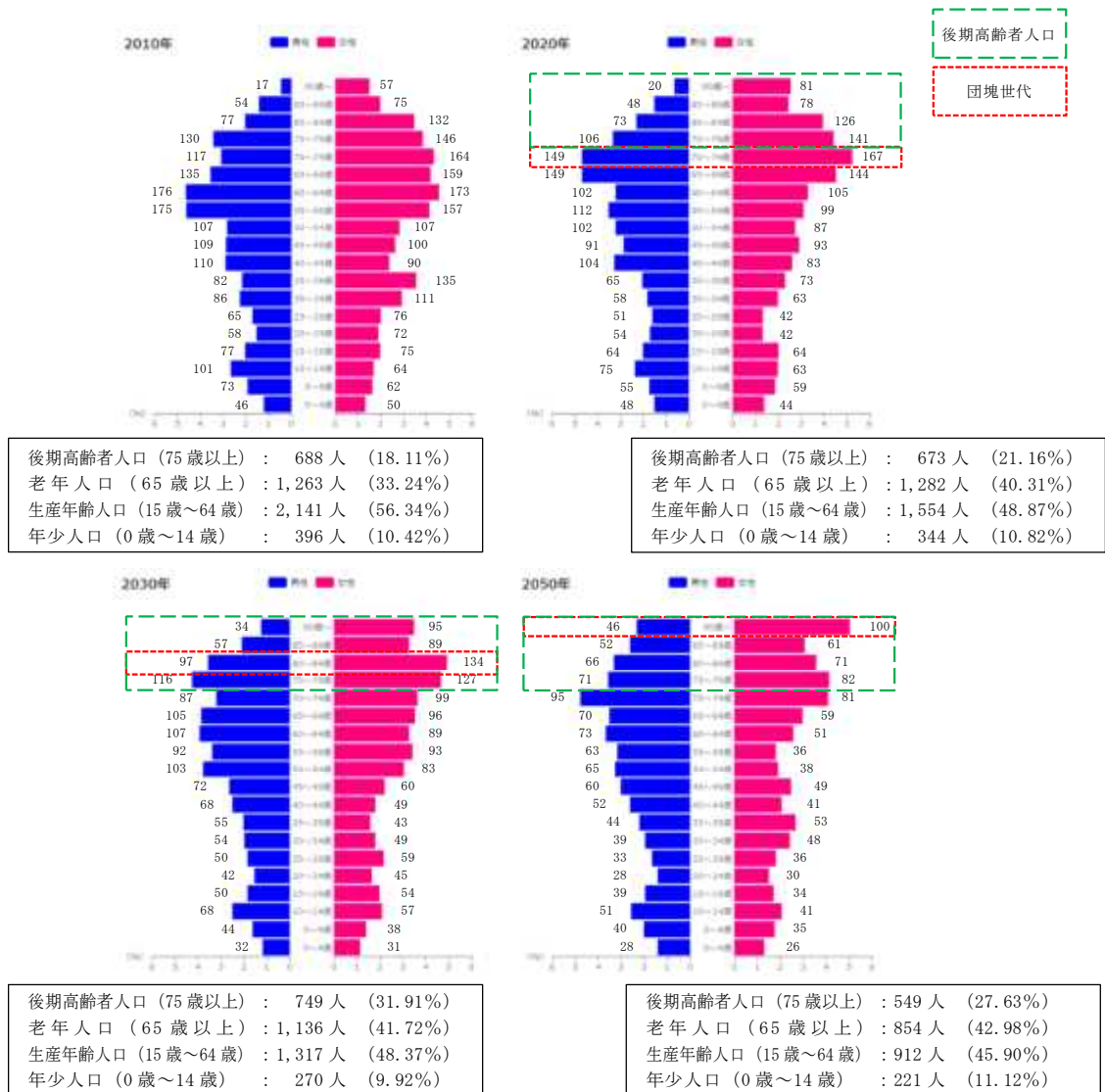
（３）５歳階級別人口ピラミッドの推移と将来推計

５歳階級別人口ピラミッドで平成22（2010）年から令和２（2020）年にかけての推移をみると、生産年齢人口（15～64歳）の割合は大きく減少する一方、老年人口（65歳以上）は大きく増加しており、人口ピラミッドの形状は、「つぼ型」（少子高齢化等にみられる年少人口が少なく、老年人口が多い型）の傾向がみられます。

また、団塊世代（昭和22（1947）年～昭和24（1949）年生まれ）が年齢を重ねるにつれ、高齢化率が上昇しています。

令和２（2020）年からの将来推計をみると、特に後期高齢者人口（75歳以上）の割合の増加が顕著であり、令和２（2020）年は673人の後期高齢者人口が、令和12（2030）年では749人に増加し、総人口に対する割合が、21.2%から31.9%に増加しています。

■ ５歳階級別人口ピラミッドの推移と将来推計

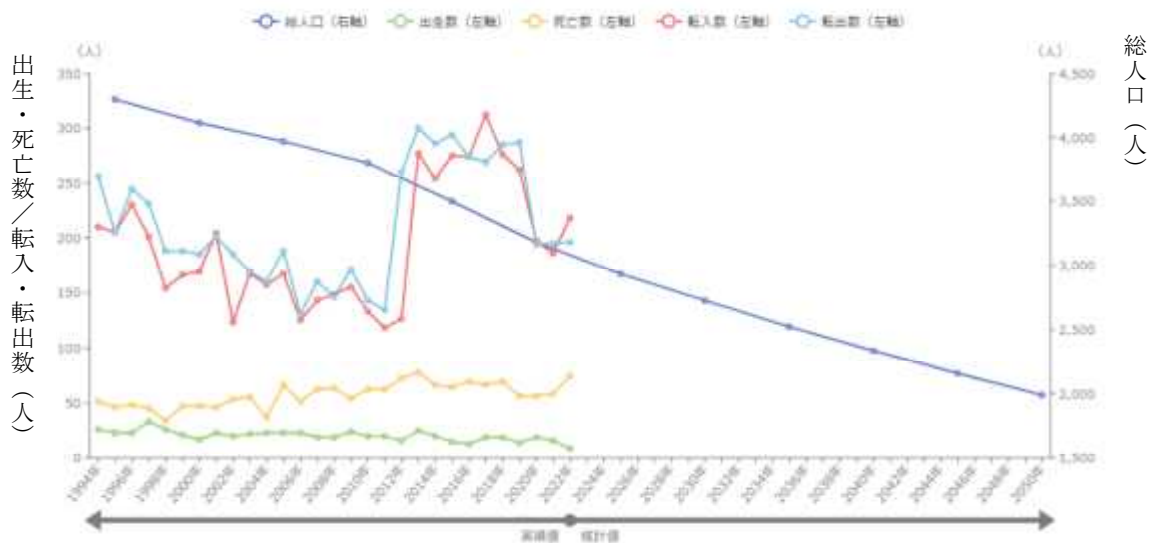


（４）出生・死亡、転入・転出の推移

出生数は、出生率の低下や若年女性の減少の影響により、緩やかな減少傾向にあります。一方、死亡数は高齢者の増加に伴い増加傾向にあり、年60人程度となっています。自然増減（出生数－死亡数）は、死亡数が出生数を上回る「自然減」が毎年50人程度となっており、人口減少の大きな要因となっています。

社会増減（転入数－転出数＋その他増減）は、近年では転入者数が転出者数を上回る年もあり、自然増減と比べて人口減少に大きな影響はありません。

■出生・死亡、転入・転出の推移



資料：RESAS「人口増減」

※総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」

■自然増減・社会増減の状況



総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」

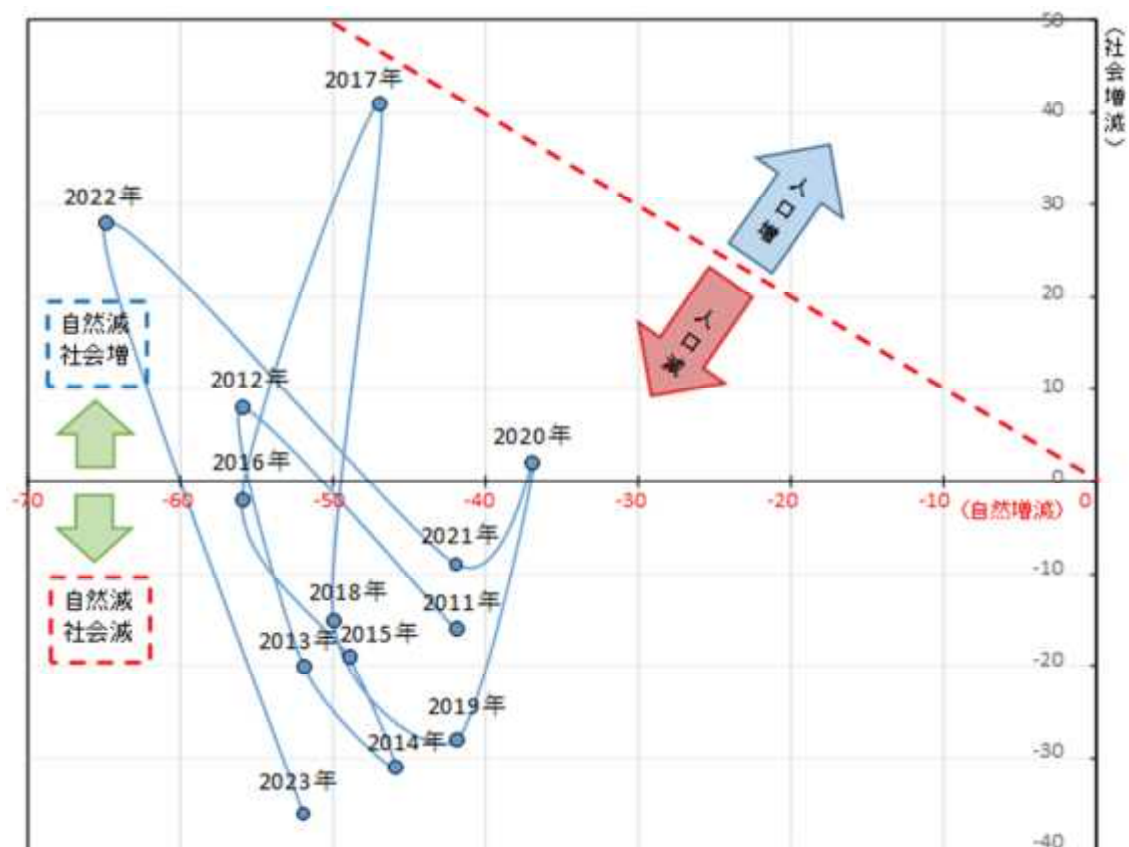
※社会増減：転入数－転出数＋その他増減（住民基本台帳の記録漏れ又は誤記等を知った際の職権による住民票の記載、削除または修正による増減、外国人の帰化による増、国籍喪失による減などをいう。）

（５）人口の推移に与える自然増減と社会増減の影響

平成24（2012）年以降の人口移動の推移をみると、「社会増」となった年もありますが、「自然減」・「社会減」の年が多く、人口減少が続いています。

自然減数は毎年50人程度で推移しており、社会増減数は振れ幅が大きいますが、全体的に大きな影響はありません。

■自然増減と社会増減の影響



総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」

2 人口移動動向分析

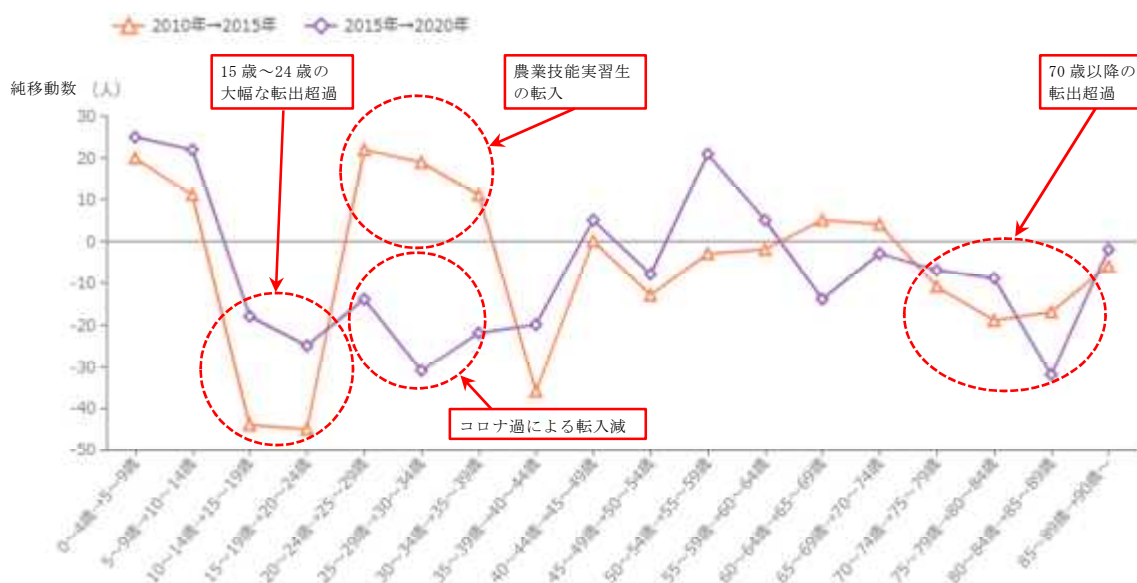
(1) 年齢階級別人口動向分析

転出者数は、「10～14歳から15～19歳になるとき」、「15～19歳から20～24歳になるとき」に大幅な転出超過となっており、高校や大学等への進学及び就職の転出による影響が大きいと考えられます。

平成27(2015)年においては、農業の技能実習による外国人の一時的な転入出により、「20～24歳から25～29歳になるとき」、「25～29歳から30～34歳になるとき」、「30～34歳から35～39歳になるとき」の転入が非常に多い傾向にありましたが、令和2(2020)年においては、新型コロナウイルス感染症の拡大により、技能実習による外国人の転入が減少したことから、5年前とは人口動向が異なり、転出が超過していると考えられます。

「55～59歳から60～64歳になるとき」以降は比較的移動が少なく安定していますが、「70～74歳から75～79歳になるとき」以降は転出超過が多くみられ、この要因としては、こども世帯との同居に伴う転出等が考えられます。

■平成27(2015)年→令和2(2020)年及び平成22(2010)年→平成27(2015)年の年齢階級別移動人口



資料：RESAS「人口の社会増減」

※総務省「国勢調査」、厚生労働省「都道府県別生命表」に基づきデジタル田園都市国家構想実現会議事務局作成

(2) 地域間移動の状況分析

① 他自治体への人口移動状況分析

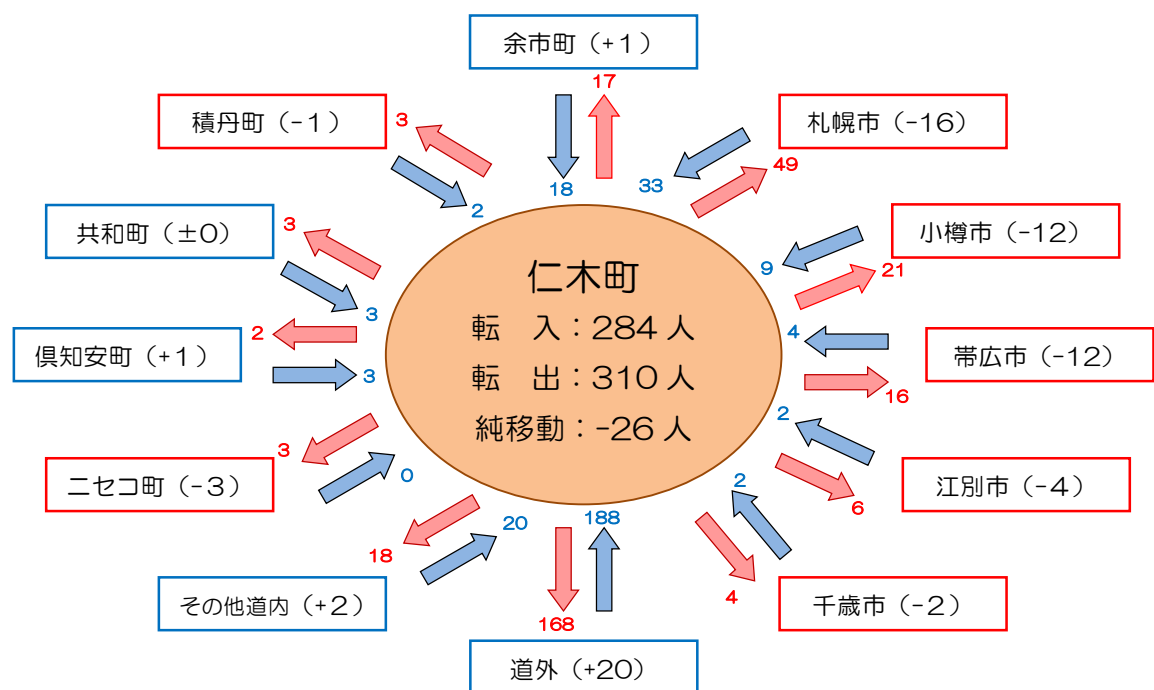
住民基本台帳によると令和5（2023）年の本町の人口移動数は、転入者が284人、転出者が310人で、26人の転出超過となりました。

道内における転入出先では、ともに札幌市が最も多く転入者が33人、転出者が49人で、16人の転出超過となっています。また、小樽市は転入者が9人、転出者が21人で、12人の転出超過となっており、転出超過数としては帯広市と並び、札幌市に次ぐ値となっています。

道外については、転入者が188人、転出者が168人で、20人の転入超過となっていますが、外国人の転入増加による影響が大きい状況です。

このほか、人口移動が多いのは、余市町、江別市、千歳市、共和町、倶知安町、積丹町、ニセコ町、その他道内となっています。

■他自治体への転入・転出・純移動の状況



資料：仁木町「住民基本台帳に基づく統計情報（令和5年1月～12月）」

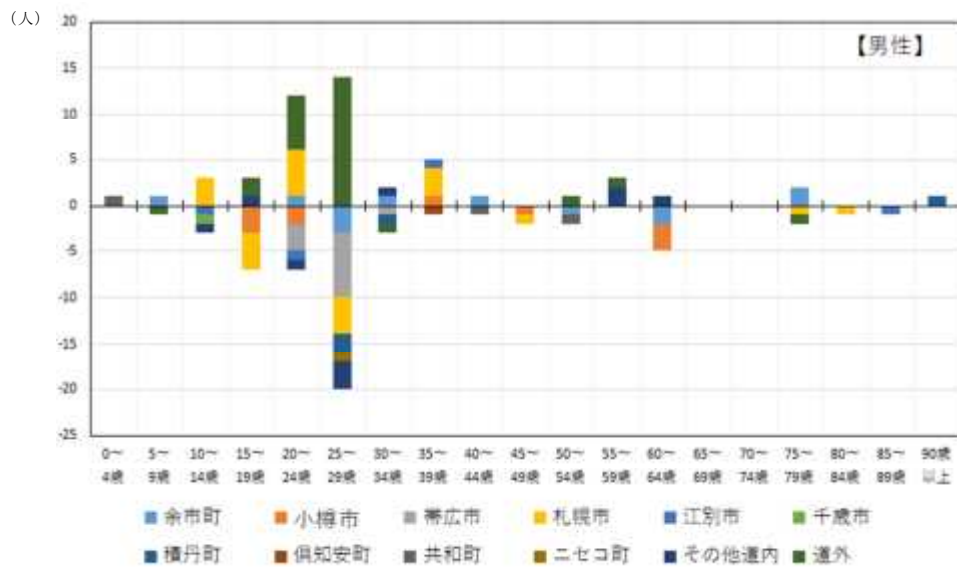
② 男女別・年齢階級別の地域間移動状況分析

5歳階級別の純移動状況をみると、男女ともに「15～19歳」「20～24歳」「25～29歳」の転出が多くなっており、進学・就職による転出が多いものと思われます。

女性では「30～34歳」の道外への転出者が多く、これは農業の技能実習による外国人の人口移動と考えられます。

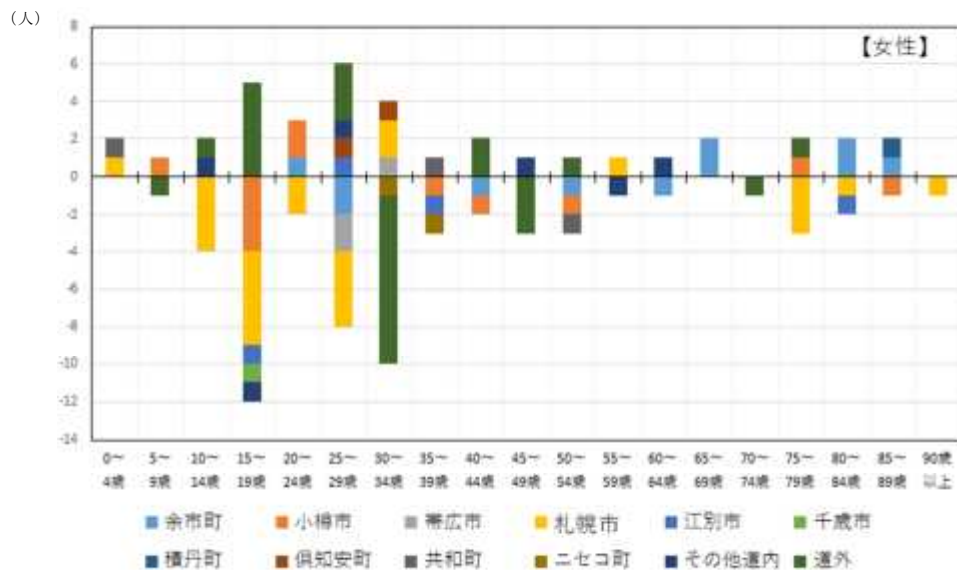
また、同様の理由から、男女ともに「25～29歳」の道外からの転入者が多くなっていると考えられます。

■年齢階級別にみた他自治体への純移動の状況（男性）



資料：仁木町「住民基本台帳に基づく統計情報（令和5年1月～12月）」

■年齢階級別にみた他自治体への純移動の状況（女性）



資料：仁木町「住民基本台帳に基づく統計情報（令和5年1月～12月）」

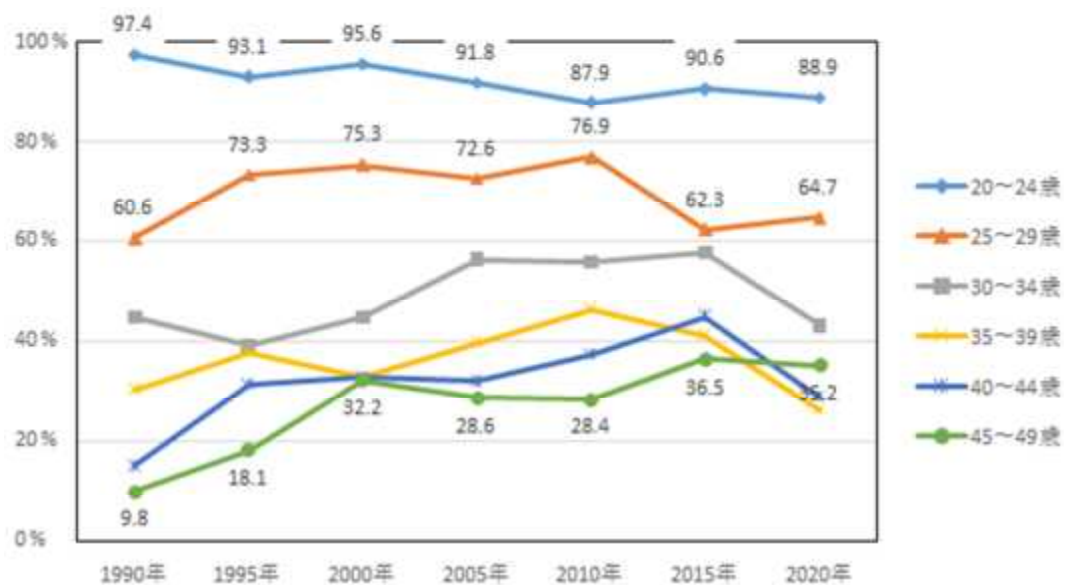
3 結婚と出生に関する分析

(1) 年齢階級別未婚率の推移

各年齢階級別の未婚率は、年ごとの増減はありますが、令和2（2020）年の未婚率をみると、男性については減少傾向にあります。

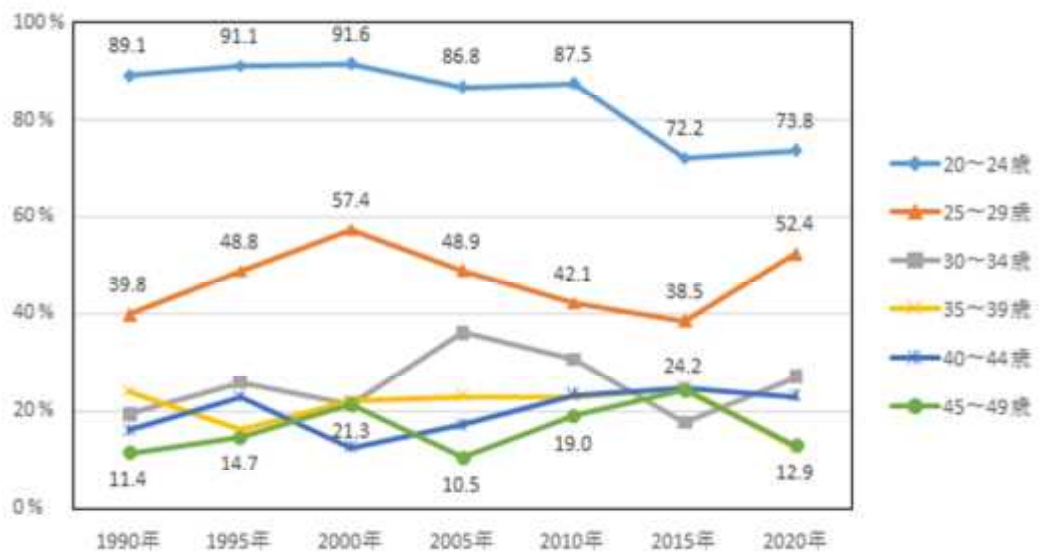
一方、女性については「20～24歳」「25～29歳」「30～34歳」の未婚率が上昇に転じており、若年層の未婚率が高くなってきている傾向にあります。男性と比較すると、どの年齢階級においても、全体的に低くなっています。

■男性の年齢階級別未婚率の推移



資料：総務省「国勢調査」

■女性の年齢階級別未婚率の推移



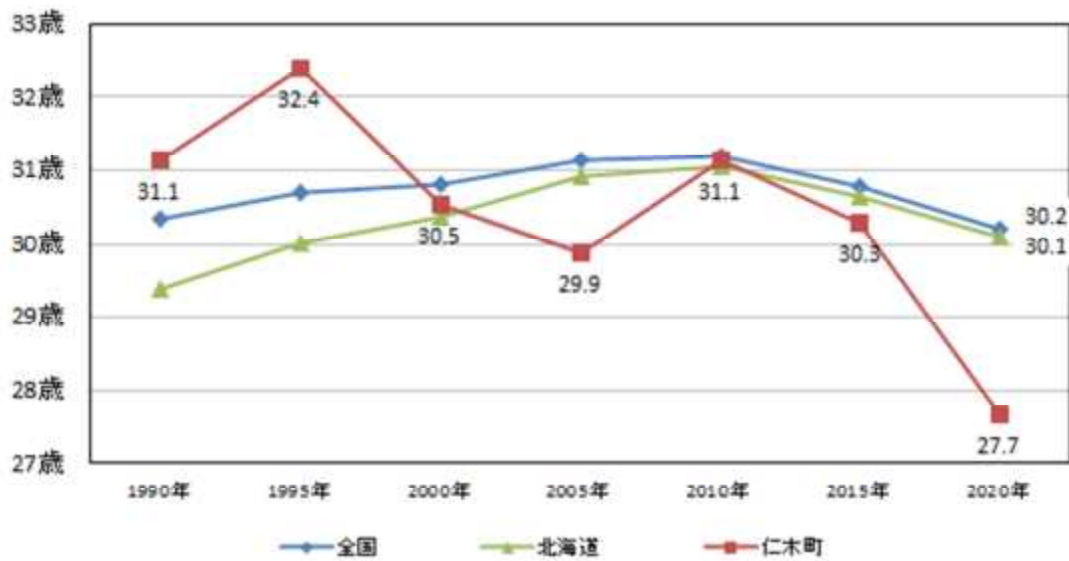
資料：総務省「国勢調査」

（２）初婚年齢の推移

5歳階級別の未婚率から計算で求めた初婚年齢は、全国・北海道ともに平成22（2010）年までは上昇し晩婚化が進んでいましたが、平成27（2015）年以降は低下しています。

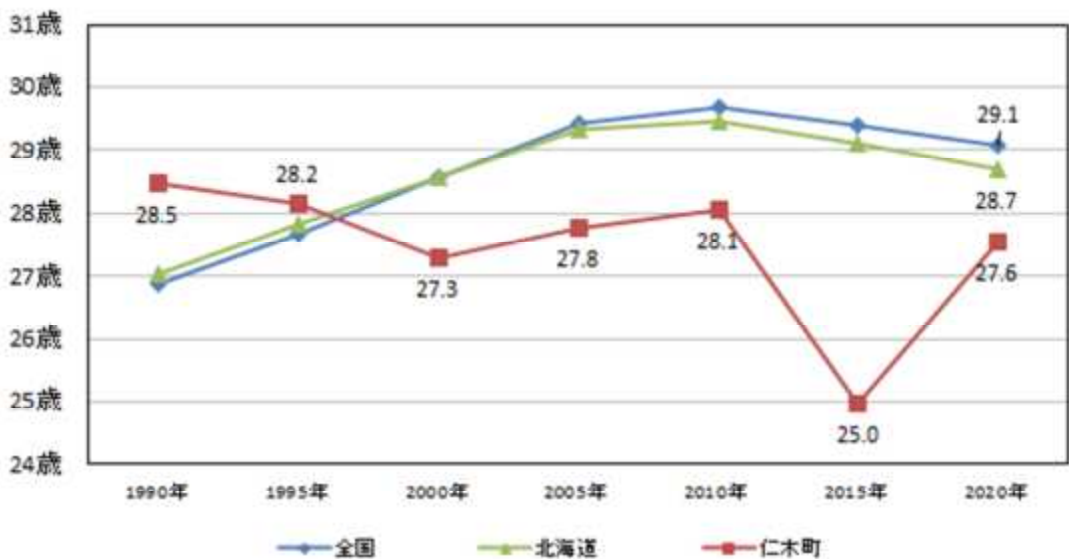
本町の男性の初婚年齢は、平成7（1995）年までは全国・北海道よりも高く推移していましたが、平成22（2010）年以降はほぼ同じ年齢となり、令和2（2020）年には大きく低下しています。女性は、平成7（1995）年までは全国・北海道よりも高く、その後は低く推移しています。

■男性の初婚年齢の推移



※総務省「国勢調査」の年齢階級別未婚率を基に算出

■女性の初婚年齢の推移



※総務省「国勢調査」の年齢階級別未婚率を基に算出

（３）出生数と合計特殊出生率の推移

仁木町での出生数は、平成26（2014）年まで年20人程度で推移していましたが、20～39歳女性人口の減少等により、その後は20人以下で推移し、令和4（2022）年は9人まで落ち込みました。合計特殊出生率（1人の女性が一生に産むこどもの平均数）は、北海道より高く、全国水準と同程度となっていますが、減少傾向にあります。

■出生数と合計特殊出生率の推移



資料：厚生労働省「人口動態調査」、「人口動態統計特殊報告」及び
北海道「振興局市区町村別人口、人口動態及び世帯数」

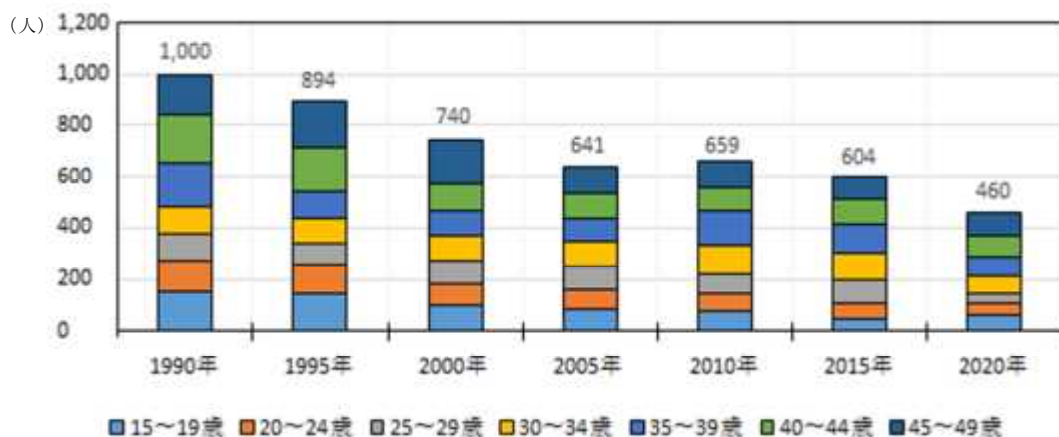
※政府が目標とする国民希望出生率は1.8、人口置換水準（人口が増加も減少もしない均衡した状態となる合計特殊出生率の水準）は2.07とされています。

※合計特殊出生率の値は、仁木町は令和2（2020）年、全国・北海道は令和4年（2022）年までとなっています。

（４）15～49歳女性人口の推移

15～49歳女性人口の推移をみると、一貫して減少を続けており、令和2（2020）年は460人で、平成12（2000）年からの20年間で300人近く減少しています。

■15～49歳女性人口の推移



資料：総務省「国勢調査」

4 雇用や就労に関する分析

(1) 産業別就業人口（3区分）の推移

就業者数は減少傾向で推移しています。平成27（2015）年は1,873人でしたが、令和2（2020）年には約200人減少し、1,675人となりました。1次産業が大きく減少していますが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、技能実習による外国人の転入者が減少したことが影響していると考えられます。

産業分類別では、大半が農業を占める1次産業においては、平成2（1990）年から令和2（2020）年の間で465人の減少（構成比では4.5ポイント減）がみられます。また、鉱業、建設業、製造業等の2次産業では148人減少しており、構成比では、3次産業が高くなっています。

■産業別（3区分）就業者人口の推移



資料：総務省「国勢調査」

■産業別（3区分）就業者割合の推移



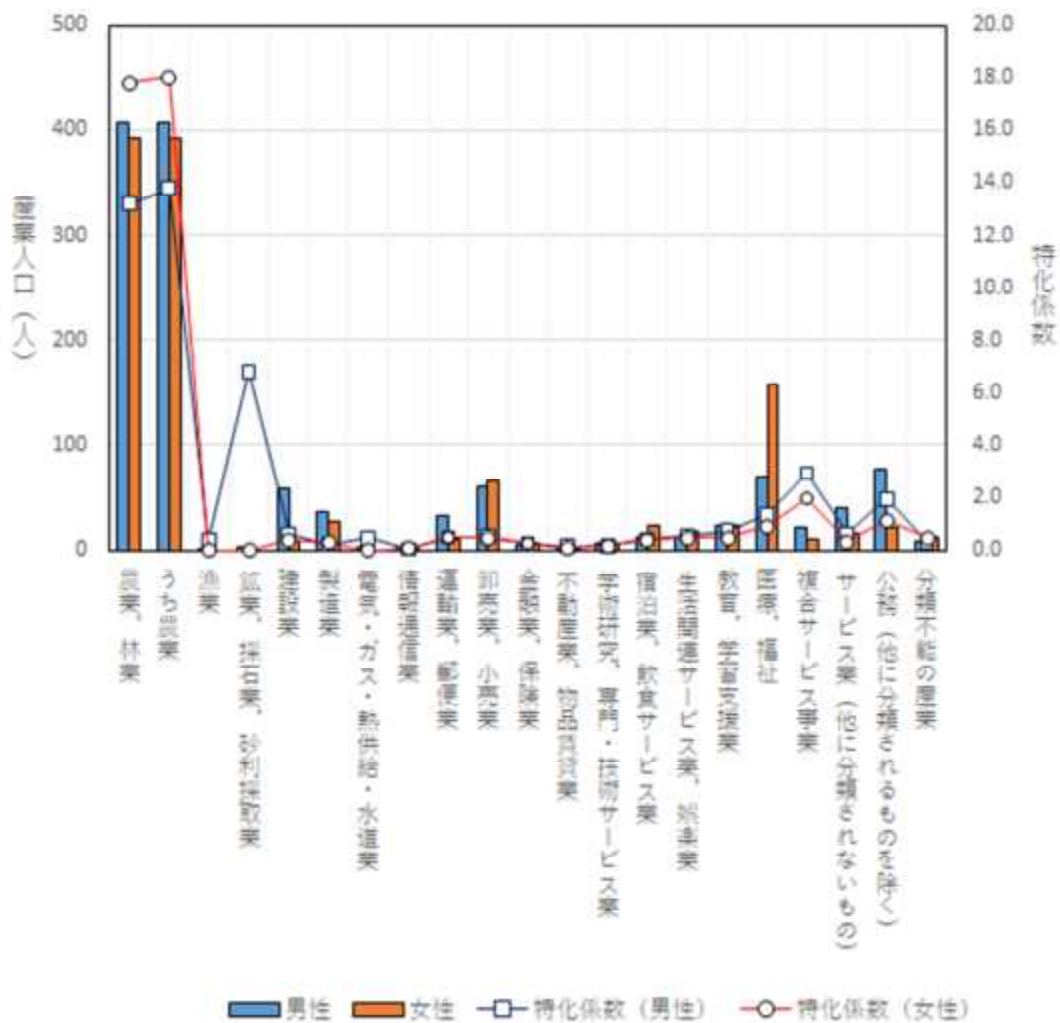
資料：総務省「国勢調査」

（２）男女別産業人口分析

産業人口では、男女ともに農業が大半を占め、次いで男性では公務、医療・福祉、卸売・小売業、建設業、女性では医療・福祉、卸売・小売業、製造業、宿泊業・飲食サービス業が多くなっています。

特化係数（町のX産業の就業者比率／全国のX産業の就業者比率）でみると、農業は男性が13.8、女性は18.0で突出して高くなっており、男女ともに複合サービス事業が高くなっています。

■男女別産業人口の状況



資料：総務省「令和2年国勢調査」

(3) 女性の年齢階級別就業率

仁木町での女性の年齢階級別就業率をみると、全ての年齢階級で全国・北海道を大きく上回っており、仁木町における女性の就業率は非常に高いといえます。

■女性の年齢階級別就労率



資料：総務省「令和2年国勢調査」

第3章 将来人口の推計と分析

社人研の「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」を活用し、将来の人口に及ぼす出生や移動等の影響について分析を行います。

1 将来人口推計

（1）社人研推計準拠[令和5年推計]及び総合計画との比較

令和12（2030）年の総人口は2,723人と推計されています。

一方、令和3（2021）年3月に策定した第6期仁木町総合計画では、令和12（2030）年の目標人口を3,194人に設定しています。

■総人口の比較



※令和元（2019）年の人口は住民基本台帳人口（10月1日現在）、令和2（2020）年の人口は国勢調査です。

■推計条件

推計パターン	推計条件
社人研推計準拠 [令和5年推計]	社人研による「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」の最終的な推計結果と整合的な、将来の生残率、純移動率、こども女性比及び0-4歳性比の各指標を利用した推計（コホート要因法による将来人口推計）
社人研推計準拠 [平成27年推計]	平成27年国勢調査人口を基準とした社人研推計に準拠した推計。令和27（2045）年までの出生・死亡・移動等の傾向がその後も継続すると仮定して、令和47（2065）年まで推計。
総合計画	第6期仁木町総合計画における目標人口

資料：「内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局人口動向分析・将来人口推計のための基礎データ及びワークシート（令和6年6月版）」
仁木町「第6期仁木町総合計画」

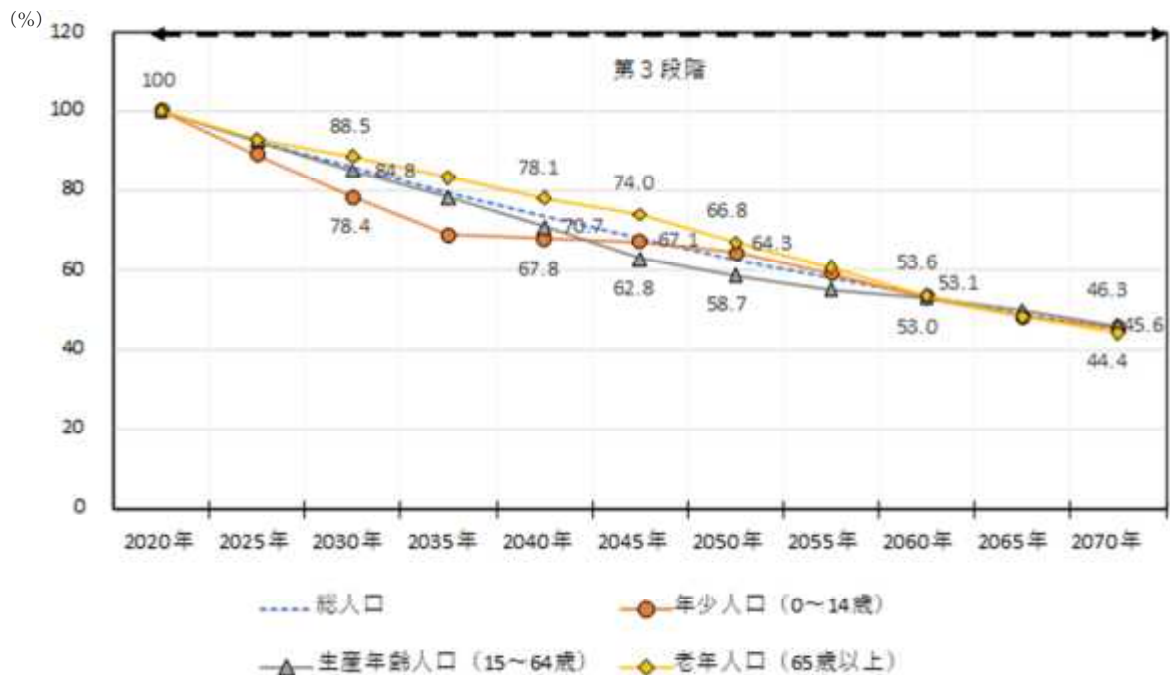
（２）人口減少段階の分析

社人研推計準拠[令和５年推計]によると、令和２（2020）年の人口を100とした場合における老年人口の指標は、既に減少段階に入っていることを示しています。

国の人口分析では、一般的には第１段階「老年人口が増加」、第２段階「老年人口が維持もしくは微減」、第３段階「老年人口が減少」という段階を辿るといわれています。

仁木町では令和２（2020）年までに第１段階を迎え、次の第２段階の傾向はみられず、令和２（2020）年から第３段階に入っています。

■人口減少段階の分析



資料：「内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局人口動向分析・将来人口推計のための基礎データ及びワークシート（令和6年6月版）」

※人口減少段階については、一般的には、「第１段階：老年人口の増加＋年少・生産年齢人口の減少」、「第２段階：老年人口の維持・微減＋年少・生産年齢人口の減少」、「第３段階：老年人口の減少＋年少・生産年齢人口の減少」の３つの段階を経て進行するとされる。

■令和 27（2045）年の人口減少段階

	令和 2（2020）年	令和 27（2045）年	令和 2 年を100とした場合の令和27年の指数	人口減少段階
年少人口	344	231	67.1	3
生産年齢人口	1,554	976	62.8	
老年人口	1,282	948	74.0	

2 将来人口に及ぼす自然増減・社会増減の影響度分析

(1) 自然増減、社会増減の影響度分析

社人研推計準拠[令和5年推計]をベースに、将来人口に及ぼす自然増減と社会増減の影響度を分析するため、以下の2パターンによりシミュレーションを行いました。その結果、自然増減の影響度が「2（影響度100～105%）」、社会増減の影響度が「2（影響度100～110%）」となっています。

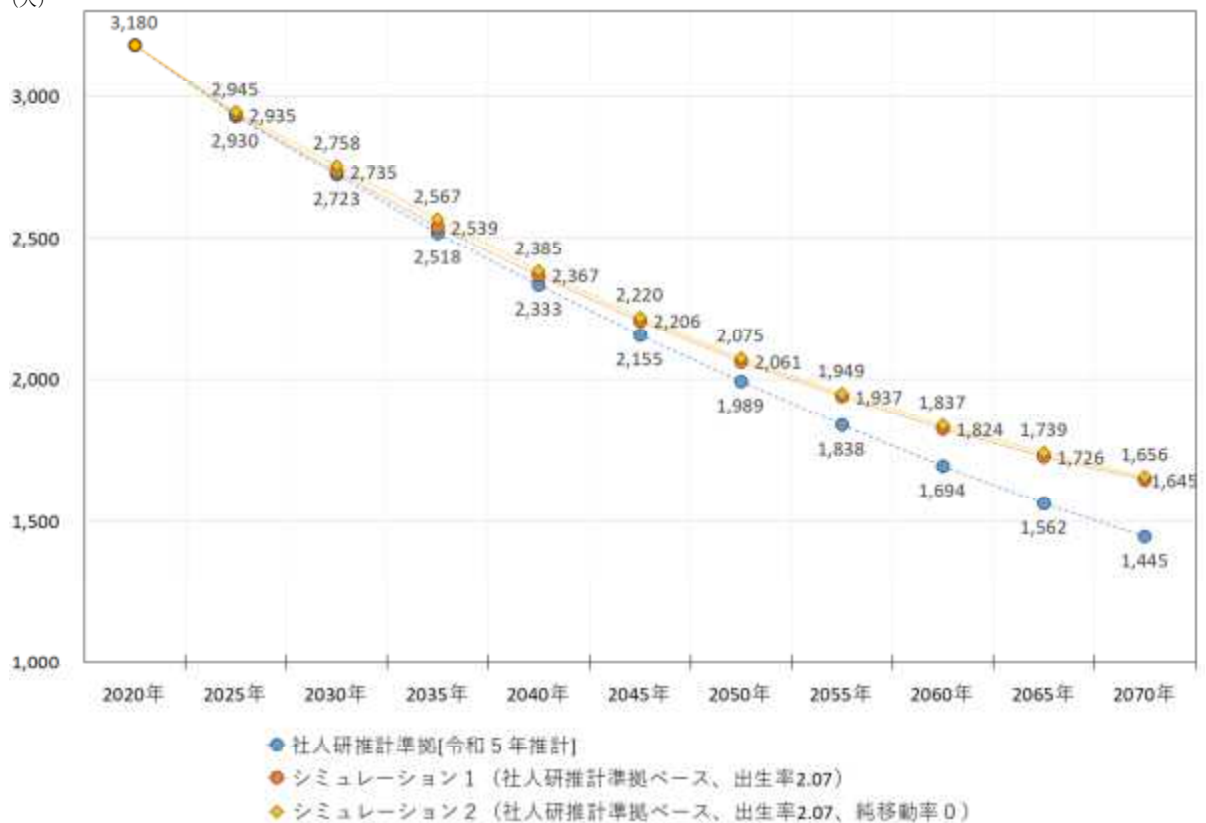
このため、出生率に加え、純移動率の上昇にもつながる施策が効果的であると考えられます。

■各パターンの推計条件

推計パターン	推計条件
シミュレーション1	社人研推計準拠[令和5年推計]をベースに、合計特殊出生率が令和22(2040)年に1.60、令和32(2050)年に1.80、令和42(2060)年に2.07まで上昇すると仮定 ※経済界有識者などがつくる民間組織「人口戦略会議」が令和6（2024）年1月に公表した「人口ビジョン2100」において、上記の数値を目標値と設定
シミュレーション2	シミュレーション1、かつ、純移動率がゼロ（均衡）で推移すると仮定

■自然増減、社会増減の影響度の分析

(人)



資料：「内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局人口動向分析・将来人口推計のための基礎データ及びワークシート（令和6年6月版）」

■各自然増減、社会増減の影響度の分析

分類	計算方法	影響度
自然増減の影響度	・シミュレーション1の2045年推計人口=2,206（人） ・社人研準拠推計[令和5年推計]の2045年推計人口=2,155（人） $\Rightarrow 2,206（人）/2,155（人）=102.4\%$	2
社会増減の影響度	・シミュレーション2の2045年推計人口=2,220（人） ・シミュレーション1の2045年推計人口=2,206（人） $\Rightarrow 2,220（人）/2,206（人）=100.6\%$	2

※自然増減の影響度（1:100%未満、2:100～105%、3:105～110%、4:110～115%、5:115%以上）

社会増減の影響度（1:100%未満、2:100～110%、3:110～120%、4:120～130%、5:130%以上）

(2) 各種シミュレーションに基づく人口の分析

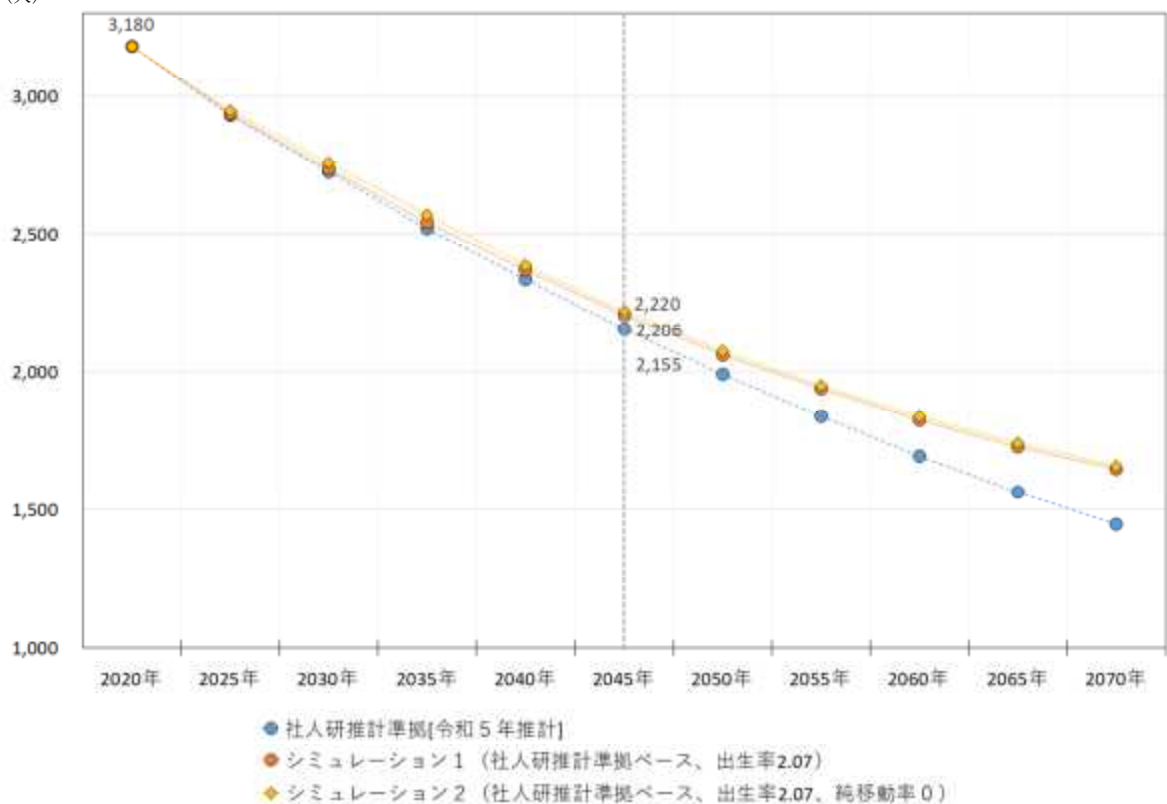
① 総人口の分析

社人研推計準拠[令和5年推計]をベースに、段階的に合計特殊出生率が人口置換水準の2.07まで上昇した場合（シミュレーション1）では令和27（2045）年の人口は2,206人、さらに、人口移動が均衡した場合（シミュレーション2）では同年の人口は2,220人になると推計されます。

社人研推計準拠[令和5年推計]の2,155人と比べると、それぞれ50人以上の増加となります。

■総人口の分析

(人)



資料：「内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局人口動向分析・将来人口推計のための基礎データ及びワークシート（令和6年6月版）」

② 人口構造の分析

- ・「0～14歳人口」を現状と比較した結果、シミュレーション1では73人、シミュレーション2では96人減少します。
- ・「15～64歳人口」を現状と比較した結果、シミュレーション1では567人、シミュレーション2では500人減少します。
- ・「65歳以上人口」を現状と比較した結果、シミュレーション1では334人、シミュレーション2では364人減少します。
- ・「20～39歳女性」を現状と比較した結果、シミュレーション1では35人、シミュレーション2では18人減少します。

■推計ごとの人口構造と人口増減率

		人口	0～14歳人口	うち、0～4歳	15～64歳人口	65歳以上人口	20～39歳女性人口
2020年	現状値	3,180	344	92	1,554	1,282	220
2045年	社人研推計準拠[令和5年推計]	2,155	231	60	976	948	183
	シミュレーション1 (社人研推計ベース出生率2.07)	2,206	271	76	987	948	185
	シミュレーション2 (社人研推計ベース出生率2.07、純移動率0)	2,220	248	87	1,054	918	202
2020年/ 2045年 (増減率)	社人研推計準拠[令和5年推計]	△32.2%	△32.9%	△34.8%	△37.2%	△26.1%	△16.8%
	シミュレーション1 (社人研推計ベース出生率2.07)	△30.6%	△21.2%	△17.4%	△36.5%	△26.1%	△15.9%
	シミュレーション2 (社人研推計ベース出生率2.07、純移動率0)	△30.2%	△27.9%	△5.4%	△32.2%	△28.4%	△8.2%

③ 老年人口比率の変化（長期推計）

社人研推計準拠[令和5年推計]とこれをベースに出生率を上昇させた場合（シミュレーション1）、さらに純移動率が均衡した場合（シミュレーション2）について、令和47（2065）年まで延長して推計しました。

社人研推計準拠[令和5年推計]では、老年人口比率が上昇を続け、令和27（2045）年には44.0%で最も高くなりますが、その後、減少傾向に入ると推計されています。

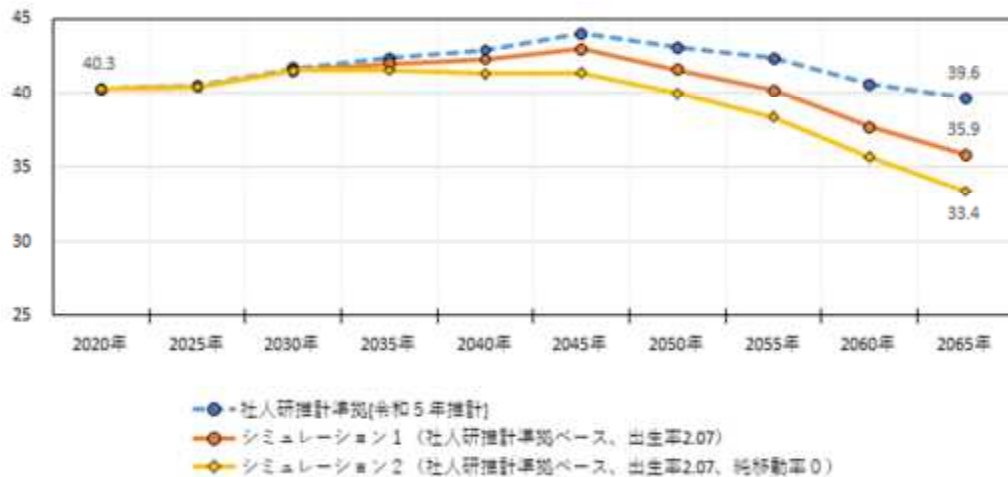
出生率を上昇させた推計（シミュレーション1）でも同様に、令和27（2045）年まで老年人口比率の上昇が続きますが、43.0%をピークに減少傾向に入ると推計されます。

一方、純移動率が均衡した場合の推計（シミュレーション2）では、人口構造の高齢化抑制効果が早期に現れ、令和17（2035）年の41.5%をピークに減少傾向に入ると推計されます。

■令和2（2020）年から令和47（2065）年までの総人口と年齢3区分別人口比率

		2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年	2065年
社人研推計準拠 [令和5年推計]	人口（人）	3,180	2,930	2,723	2,518	2,333	2,155	1,989	1,838	1,694	1,562
	年少人口比率	10.8%	10.5%	9.9%	9.4%	10.0%	10.7%	11.1%	11.1%	10.8%	10.7%
	生産年齢人口比率	48.9%	49.0%	48.4%	48.2%	47.1%	45.3%	45.8%	46.6%	48.6%	49.7%
	老年人口比率	40.3%	40.5%	41.7%	42.4%	42.9%	44.0%	43.1%	42.3%	40.6%	39.6%
	75歳以上人口比率	21.2%	24.5%	27.5%	27.4%	27.6%	27.5%	27.7%	29.1%	28.3%	27.3%
シミュレーション1 (社人研推計ベース 出生率2.07)	人口（人）	3,180	2,935	2,735	2,539	2,367	2,206	2,061	1,937	1,824	1,726
	年少人口比率	10.8%	10.6%	10.3%	10.2%	11.1%	12.3%	13.3%	14.0%	14.6%	15.4%
	生産年齢人口比率	48.9%	48.9%	48.2%	47.8%	46.6%	44.7%	45.1%	45.8%	47.7%	48.8%
	老年人口比率	40.3%	40.5%	41.5%	42.0%	42.3%	43.0%	41.6%	40.2%	37.7%	35.9%
	75歳以上人口比率	21.2%	24.5%	27.4%	27.1%	27.3%	26.9%	26.7%	27.7%	26.3%	24.7%
シミュレーション2 (社人研推計ベース 出生率2.07 純移動率0)	人口（人）	3,180	2,945	2,758	2,567	2,385	2,220	2,075	1,949	1,837	1,739
	年少人口比率	10.8%	9.6%	8.8%	9.0%	10.0%	11.2%	12.1%	12.5%	12.5%	12.8%
	生産年齢人口比率	48.9%	50.0%	49.7%	49.5%	48.7%	47.5%	48.0%	49.2%	51.8%	53.8%
	老年人口比率	40.3%	40.5%	41.5%	41.5%	41.3%	41.4%	40.0%	38.4%	35.7%	33.4%
	75歳以上人口比率	21.2%	24.4%	27.5%	27.4%	27.2%	26.3%	25.9%	26.3%	25.2%	23.6%

■老年人口比率の長期推計



資料:「内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局人口動向分析・将来人口推計のための基礎データ及びワークシート（令和6年6月版）」

第4章 人口の変化が地域の将来に与える影響

人口減少が続くことにより、以下に示すような地域への影響が生じることが懸念されます。

■人口の変化が地域の将来に与える影響

分野	影響内容
財政	・歳出面は、高齢化進行による社会保障費増加が見込まれる。
公共施設	・人口減少により、利活用の減少が予測され、建物の改修や建て替えの時期を迎える中で、現状の施設量を維持することが困難になると推察される。
町有遊休地	・仁木町の有する主な遊休地は地区別で見ると北町で多く、面積として大きなものは銀山地区に多くある。 ・一般国道5号倶知安余市道路のインターチェンジ開設やワイン関連産業の進出など、新たな時勢に即した活用を推進していくことが求められる。
生活利便施設	・人口減少により、小売店などの廃業・サービス縮小が懸念される。 ・公共交通機関は、高齢者の増加によってその重要性がより高まることが予想される。一方で、地域市場規模の縮小、運転手の不足等により、サービスの継続が困難になると予想されることから、新たな地域公共交通の形態が必要になるものと考えられる。
雇用・人材	・小樽公共職業安定所管内は、あらゆる分野で求人過多となっている。現在の求人・求職状況が続くと仮定した場合、生産年齢人口が減少する中、人手不足が予測されることから、外国人を含めた人材の確保が求められる。 ・近年、後志管内全体の移住者数の増加により、仁木町においても移住者が増加傾向にあり、町内における住環境の不足が懸念される。 ・高齢化進行により、介護施設への入所やこども世帯との同居を目的とした他自治体への転出などの増加に伴い、家を手放す者が増え、空き家の増加が懸念される。
こども・子育て	・生産年齢人口の減少により、保育士や放課後児童クラブの支援員などの人材不足が更に深刻化することが見込まれる。 ・女性の就労率が高いことから、子育て環境の拡充に期待を寄せられている。

第5章 人口の将来展望

1 目指すべき将来の方向

人口の現状と課題を整理し、将来の人口等を展望します。

(1) 現状と課題の整理

① 総人口

総人口は、戦後増加しましたが、昭和35（1960）年の8,326人をピークに減少を続け、令和2（2020）年には3,180人まで減少しています。

総人口が減少する中で、老年人口比率は増加しており、平成2（1990）年には年少人口比率を上回り、令和2（2020）年時点で40.3%まで増加しています。

仮定値を変えた人口推計のシミュレーションでは、いずれの推計でも中長期的には人口減少、高齢化は避けられない結果となりました。

社人研準拠[令和5年推計]の人口推計では、町の人口減少段階は既に年少人口・生産年齢人口、老年人口ともに減少となる「第3段階」に入っており、今後も同様の傾向になると見込まれています。

他方で、同推計では、令和27（2045）年の20～39歳女性人口は令和2（2020）年と比べて16.8%の減少となっておりますが、第2期仁木町人口ビジョンにおける46.7%の減少から大きく改善されるなど明るい兆しもあります。

② 自然増減

総人口の推移に影響を及ぼす要因である自然増減は、一貫して「自然減」で推移しています。

合計特殊出生率は、令和2（2020）年は1.30で推移していますが、国民希望出生率（1.8）や人口置換水準（2.07）には届かず、出産世代の女性数が減少している状況からも自然動態をプラスにするほどには至っておらず、少子化が課題となっています。

③ 社会増減

総人口の推移に影響を与える要因である社会増減は、転入者数が転出者数を下回る「社会減」で推移していましたが、「社会増」となっている年も見受けられます。しかしながら、平成26（2014）年～令和5（2023）年の10年間では、年平均7人の社会減となっています。

年齢階級別の人口移動では、高校や大学などの進学等に伴う転出超過となり、Uターン就職などに伴う転入もありますが、転出数と転入数を比較するとマイナスとなっており、10代後半から20代前半の若者が長期的に流出しています。この傾向は特に女性において顕著です。また、雇用労働力及び農業研修による20代～40代の外国人の一時的な転入・転出が100人規模でみられ、仁木町の総人口の推移に影響を与えています。

④ まとめ

全国的な少子高齢化の波は、仁木町においても例外なく押し寄せており、この流れを如何にして緩やかにするかが今後の課題となります。

一方で、これまで実施してきた施策により、社人研準拠[令和5年推計]の人口推計では改善も見られることから、効果的な施策を戦略的に展開していくことが人口問題への対応のポイントになるものと考えられます。

(2) 目指すべき将来の方向

仁木町の現状や課題等を踏まえ、仁木町がこれから人口問題に対応していくためには、これまでの取組に加えて、時勢の変化を踏まえた新たな取組を展開し、移住・定住人口を増加させ、人口構造の若返りを図る必要があります。

一方で、避けることができない超高齢社会・人口減少社会を少しでも遅らせるような効率的かつ効果的な社会基盤づくりの視点を持つ必要があります。

こうした観点から、仁木町の今後の取組において目指すべき将来の方向性を次の4点としました。

● 稼ぐ産業と安定した雇用をつくる

- ・ 仁木町の資源を活かした産業の強化、安定した雇用の確保

● 魅力を発信し、人の流れをつくる

- ・ 魅力ある地域づくりによる関係人口の創出・拡大、移住の推進

● こどもを産み育てやすい環境をつくる

- ・ 妊娠・出産・子育てを阻害する要因の除去、支援対策の充実

● 活力にあふれ、住み続けたいまちをつくる

- ・ 安心して暮らせる環境づくり、高齢者が活躍できる社会づくり

2 人口の将来展望

(1) 人口の将来展望

●人口対策の効果が十分に発揮されれば、令和 27（2045）年に 2,500 人を確保できる。

○将来の『合計特殊出生率』を人口戦略会議の目標水準に合わせ、上昇を見込んだ施策展開を実施

（近年の傾向） R2(2020)年…1.30

（目標値） R12(2030)年…1.60 R22(2040)年…1.70 R32(2050)年…1.80

○『人口の社会増減』をマイナスからプラスに転ずる施策展開を実施

（近年の傾向） H26（2014）年～R5（2023）年は年平均 7 人減で推移

（目標値） R7(2025)年…5 人/年 R12(2030)年…10 人/年 R22(2040)年…15 人/年

※第 6 期仁木町総合計画においては令和 12（2030）年までに 3,194 人を目標することとしているが、令和 2 年国勢調査結果（3,180 人）や社人研推計準拠[令和 5 年推計]の推移、令和 6（2024）年に示された人口戦略会議の目標値とする合計特殊出生率（2040 年頃までに 1.6、2050 年頃までに 1.8）を踏まえ、本総合戦略における総人口の比較将来人口の推移と長期的な見通しを以下の表のとおり設定する。

●少子化に歯止めがかかり、緩やかな人口減少と年齢構成のバランス維持による持続可能な地域の実現を展望する。

■総人口の比較将来人口の推移と長期的な見通し

年次	2020 年	2025 年	2030 年	2035 年	2040 年	2045 年	2050 年	2055 年	2060 年	2065 年
人口（人）										
社人研推計準拠[R5]	3,180	2,930	2,723	2,518	2,333	2,155	1,989	1,838	1,694	1,562
総人口	3,180	2,969	2,828	2,702	2,606	2,517	2,443	2,390	2,352	2,330
年少人口（0～14 歳）	344	323	310	306	316	332	344	353	362	380
生産年齢人口（15～64 歳）	1,554	1,450	1,358	1,286	1,223	1,149	1,136	1,133	1,157	1,167
老年人口（65 歳以上）	1,282	1,196	1,161	1,111	1,067	1,035	964	904	833	783
後期高齢者人口（75 歳以上）	673	724	767	720	690	651	620	617	572	530
構成比（％）										
社人研推計準拠[R5]	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
総人口	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
年少人口（0～14 歳）	10.8	10.9	10.9	11.3	12.1	13.2	14.1	14.8	15.4	16.3
生産年齢人口（15～64 歳）	48.9	48.8	48.0	47.6	46.9	45.7	46.5	47.4	49.2	50.1
老年人口（65 歳以上）	40.3	40.3	41.1	41.1	41.0	41.1	39.4	37.8	35.4	33.6
後期高齢者人口（75 歳以上）	21.2	24.4	27.1	26.6	26.5	25.9	25.4	25.8	24.3	22.7
合計特殊出生率	1.30	1.54	1.60	1.65	1.70	1.75	1.80	1.935	2.07	2.07

■総人口の比較将来人口の推移と長期的な見通し



II 総合戦略

第1章 第3期仁木町創生総合戦略の策定に当たって

1 第3期仁木町創生総合戦略の趣旨

国では、急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保しつつ、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、平成26（2014）年9月にまち・ひと・しごと創生本部を設置し、同年11月には、まち・ひと・しごと創生法が施行されました。そして、同年12月に「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

本町においても、少子化や高齢化の急速な進行が、まちづくりを進める上での最重要課題であることから、従前から取り組んできた様々な施策を更に強力に推し進めるため、国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を勘案しつつ、これらに加えて「北海道における人口減少問題に対する取組指針」も踏まえ、第1期仁木町総合戦略を策定し、雇用の創出や移住・定住の促進に向けて取り組んできました。

また、令和2（2020）年には、第2期仁木町総合戦略を策定し、地方創生の充実と強化に向けた各種施策を展開してきました。

しかしながら、令和6（2024）年においても我が国の総人口は14年連続で減少し、高齢化率は過去最高を記録、出生数も100万人を大きく下回り、東京一極集中にも歯止めがかかっていません。本町においては、これまでの取組が功を奏し、令和6（2024）年に人口戦略会議が公表した報告書において、令和2（2020）年から令和32（2050）年までの30年間における本町の若年女性の減少率が、前回報告の56.1%から24.1%まで改善され、「消滅可能性自治体」から脱却することができましたが、第2期仁木町人口ビジョンで示した将来推計よりも早い速度で減少していることに変わりありません。

他方で、新型コロナウイルス感染症の拡大やデジタル技術の急速な進展に伴い、テレワークの普及や地方移住への関心が高まるなど、社会情勢がこれまでとは大きく変化してきており、デジタル技術は、地方の社会課題を解決し、新たな付加価値を生み出す源泉として、現代社会においてますます重要となっています。

国では、このような背景を踏まえ、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、デジタル技術の活用によって、地域の個性を活かしながら、地方の社会課題解決や魅力向上の取組を加速化・深化することとしており、令和4（2022）年12月に「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に改訂し、令和5（2023）年度を初年度とする5か年の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定しました。

本町が引き続き持続可能なまちづくりを推進していくためには、第2期仁木町総合戦略に掲げた取組を検証するとともに、国が示した新たな視点も踏まえながら、地方創生に資する取組を継続する必要があります。

このような背景のもと、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までを計画期間とする「第3期仁木町創生総合戦略」を策定します。

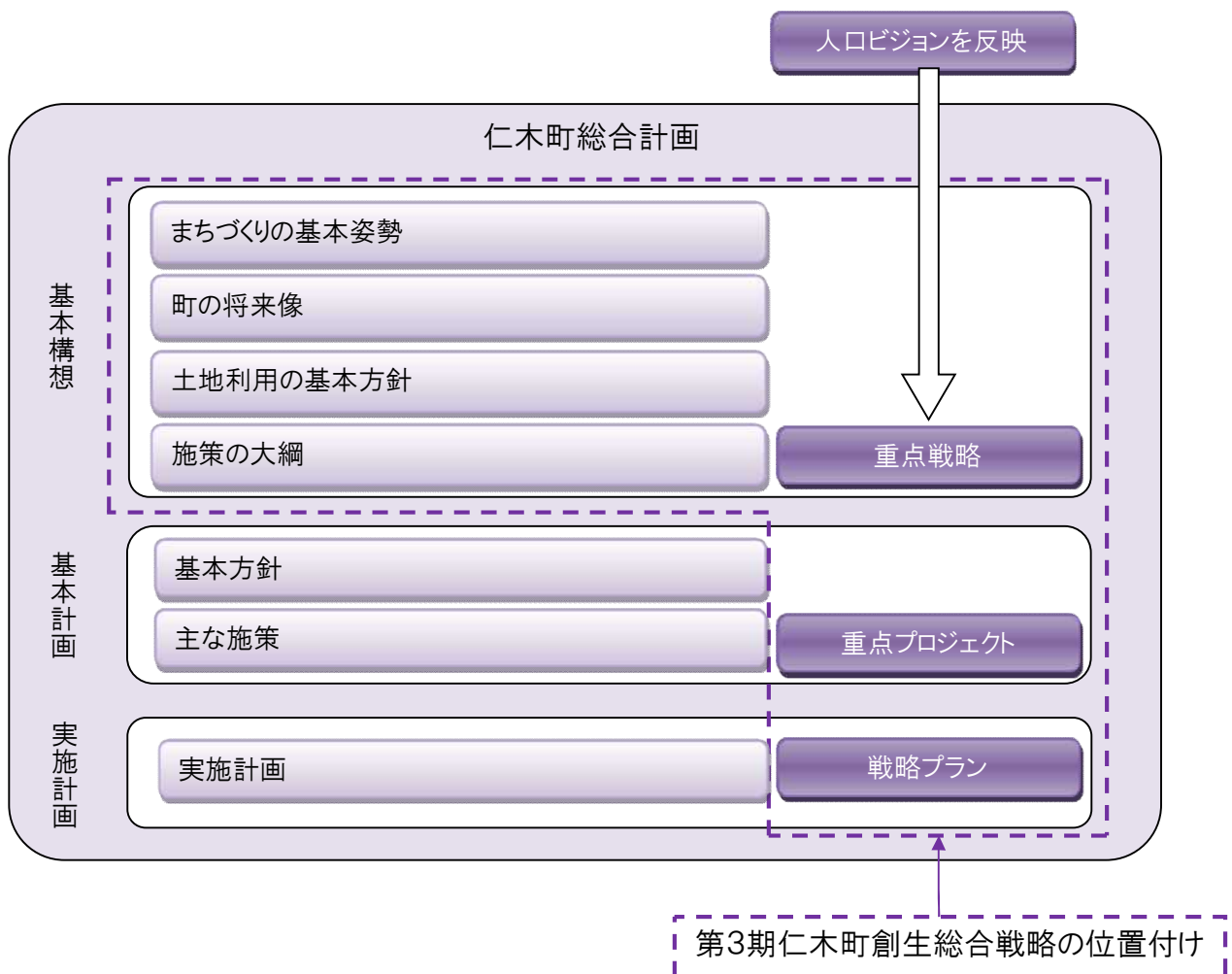
2 第3期仁木町創生総合戦略の位置付け

仁木町総合計画は本町のまちづくりの計画として最上位に位置付けられるもので、総合的・計画的なまちづくりを進めるための基本的な指針です。

第3期仁木町創生総合戦略は、地方創生や人口減少対策に資する事業等を推進する計画であり、仁木町総合計画の施策と共通する部分が多くあります。

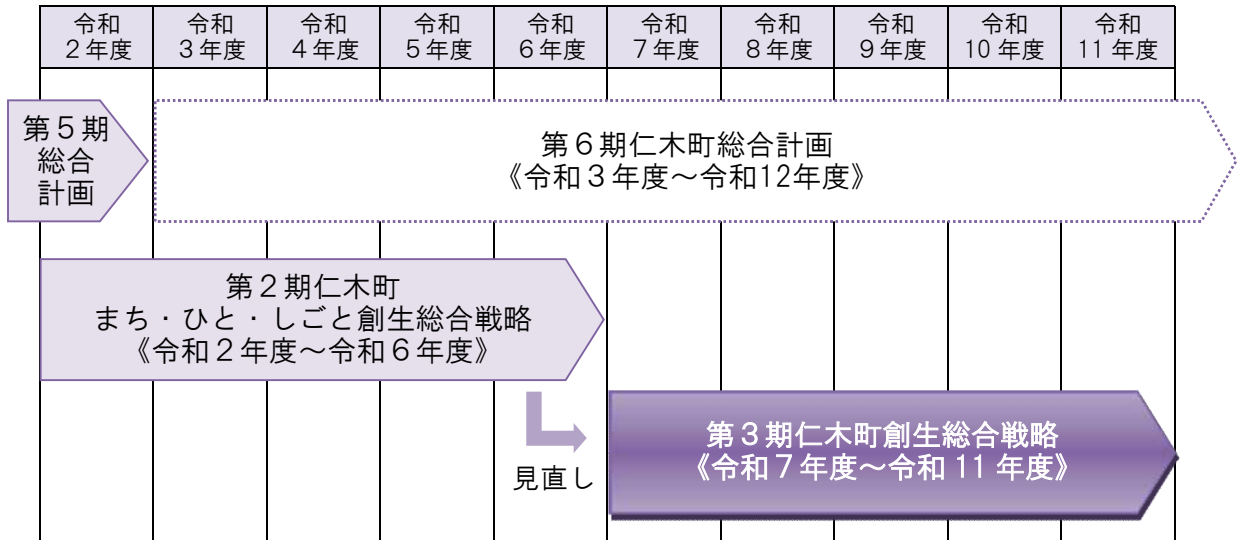
そのため、第3期仁木町創生総合戦略は、仁木町総合計画の基本構想における「重点戦略」、基本計画の「重点プロジェクト」として位置付け、人口減少対策等に特化した施策・事業を、数値目標とともに示す計画とします。

【仁木町総合計画と第3期仁木町創生総合戦略の関係】



3 計画期間

第3期仁木町創生総合戦略は、令和7年（2025）年度から令和11（2029）年度までの5か年を計画期間とします。



4 計画の前提となる社会的条件

仁木町を取り巻く環境は、少子高齢化、人口減少に伴う担い手・雇用労働力の不足、高度デジタル化の進展、価値観の多様化やライフスタイルの変化、地球環境問題の深刻化など大きく変化しています。

こうした社会の変化に対応し、地方創生に資する取組を更に強力に推し進めていくためには、国のデジタル田園都市国家構想総合戦略を踏まえ、デジタルの力も活用し、地方の社会課題解決に向けた取組を加速化・深化させるとともに、仁木町の特徴を活かしながら、地域が一体となって、戦略的にまちづくりを推進していく必要があります。

5 国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」の概要

(1) 基本的考え方

- テレワークの普及や地方移住への関心の高まりなど、社会情勢がこれまでと大きく変化している中、今こそデジタルの力を活用して地方創生を加速化・深化し、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す。
- 東京圏への過度な一極集中の是正や多様化を図り、地方に住み働きながら、都会に匹敵する情報やサービスを利用できるようにすることで、地方の社会課題を成長の原動力とし、地方から全国へとボトムアップの成長につなげていく。
- デジタル技術の活用は、その実証の段階から実装の段階に着実に移行しつつあり、デジタル実装に向けた各府省庁の施策の推進に加え、デジタル田園都市国家構想交付金の活用等により、各地域の優良事例の横展開を加速化。
- これまでの地方創生の取組も、全国で取り組まれてきた中で蓄積された成果や知見に基づき、改善を加えながら推進していくことが重要。

（２）施策の方向

デジタルの力を活用し、地方の社会課題解決や魅力向上に向けた取組の加速化・深化を図り、その上で、デジタル実装の前提となる取組を国が強力に推進し、地方のデジタル実装を下支えする。

デジタルの力を活用した地方の社会課題解決

① 地方に仕事をつくる

スタートアップ・エコシステムの確立、中小・中堅企業DX（キャッシュレス決済、シェアリングエコノミー等）、スマート農林水産業・食品産業、観光DX、地方大学を核としたイノベーション創出 等

② 人の流れをつくる

「転職なき移住」の推進、オンライン関係人口の創出・拡大、二地域居住等の推進、地方大学・高校の魅力向上、女性や若者に選ばれる地域づくり 等

③ 結婚・出産・子育ての希望をかなえる

結婚・出産・子育ての支援、仕事と子育ての両立など子育てしやすい環境づくり、こども政策におけるDX等のデジタル技術を活用した地域の様々な取組の推進 等

④ 魅力的な地域をつくる

教育DX、医療・介護分野DX、地域交通・インフラ・物流DX、まちづくり、文化・スポーツ、防災・減災、国土強靱化の強化等、地域コミュニティ機能の維持・強化 等

地方のデジタル実装を下支え

デジタル実装の基礎条件整備

① デジタル基盤の整備

デジタルインフラの整備、マイナンバーカードの普及促進・利活用拡大、データ連携基盤の構築（デジタル社会実装基盤全国総合整備計画の策定等）、ICTの活用による持続可能性と利便性の高い公共交通ネットワークの整備、エネルギーインフラのデジタル化 等

② デジタル人材の育成・確保

デジタル人材育成プラットフォームの構築、職業訓練のデジタル分野の重点化、高等教育機関等におけるデジタル人材の育成、デジタル人材の地域への還流促進、女性デジタル人材の育成・確保 等

③ 誰一人取り残されないための取組

デジタル推進委員の展開、デジタル共生社会の実現、経済的事情等に基づくデジタルデバイドの是正、利用者視点でのサービスデザイン体制の確率 等

6 「第3期北海道創生総合戦略」の概要

(1) めざす姿

人口減少の進行と地域社会の縮小に直面する中、一人ひとりが可能性を発揮し、それぞれの地域が有するポテンシャルを最大限に活かして、将来にわたり道内各地域の持続的な発展を確かなものにしていくため、官民が一体となり、実効性のある取組を着実に進めていくことが重要となる。

そのためには、本道の特性やポテンシャルを力に変え、魅力と活力のある地域を私たち一人ひとりが創り上げていくことが、道内各地域の持続的な発展の鍵となることから、「めざす姿」については、長期的な展望に立って、道の政策の基本的な方向を総合的に示す北海道総合計画における「めざす姿」を踏まえ、次のとおり設定する。

【めざす姿】

一人ひとりが豊かで安心して住み続けられる地域を創る。

(2) 取組の基本方向

「めざす姿」の実現に向け、人口減少の進行の「緩和」と人口減少社会への「適応」の2つの観点を踏まえ、次の5つを取組の基本方向として戦略を構成する。

主に緩和の観点	一人ひとりの希望をかなえる社会をつくる	広大な大地と恵まれた環境の中、結婚や妊娠・出産、子育ての希望をかなえ、道民一人ひとりの可能性が発揮できる社会をつくる
	地域の魅力を高め、地域への人の流れをつくる	移住・定住の促進や外国人材が安心して働き、暮らすことのできる環境の整備、本道独自の自然・歴史・文化の発信などにより地域への人の流れをつくる
主に適応の観点	安心して暮らせる豊かな地域をつくる	個性的な自然・歴史・文化・産業等を有する多様な地域において、新たな技術や仕組みを取り入れながら、人口減少下においても将来にわたり、安心して暮らし続けることのできる地域をつくる
	潜在力を活かした産業・雇用をつくる	本道の特性や食、観光、再生可能エネルギーなどの北海道の潜在力を最大限に発揮し、力強い経済と生き生きと働くことのできる就業の場をつくる
	多様な連携により地域の活力をつくる	地域の枠を超えた連携・協働や、北海道に想いを寄せ、応援する多くの方々の知恵と力を取り込み、地域の活力をつくる

(3) 戦略推進の考え方

総合戦略に掲げる施策は、取組の基本方向に沿いながら、次の考え方に基づいて推進する。

- | | |
|----------------|----------------|
| ① 基本認識の共有と全員参加 | ② 市町村戦略との一体的推進 |
| ③ 札幌市との連携強化 | ④ 民間との連携・協働 |
| ⑤ 分野横断的な政策展開 | ⑥ デジタル技術の活用 |
| ⑦ 施策の重点化 | |

第2章 第3期仁木町創生総合戦略の基本的な考え方

1 計画策定の考え方

第3期仁木町創生総合戦略の策定に当たっては、国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」で示された施策の方向を踏まえつつ、第2期仁木町総合戦略の枠組を維持しながら、これまでの実施状況を踏まえて、効果の高い施策に重点を置くとともに、継続して取り組むもの、新たに取り組むものなど、必要な見直しを行います。

さらに、総合戦略の推進は、SDGs 達成に向けた取組を推進することに寄与すると考えられることから、SDGs の17の目標と総合戦略の重点プロジェクトとの対応について横断的な目標として整理します。

【SDGs（持続可能な開発目標）とは】

2015（平成27）年9月の国連サミットにおいて、先進国を含む国際社会全体の2030年までの持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals エス ディー ジーズ）が採択されました。

SDGsは17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものです。

日本においてもSDGsへの取組が進められており、政府にSDGs推進本部を設置して実施指針を決定するとともに、2017（平成29）年12月に閣議決定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略2017改訂版」において、地方創生の一層の推進のためには、地方公共団体においてもSDGs達成のための積極的な取組が不可欠であるとしています。

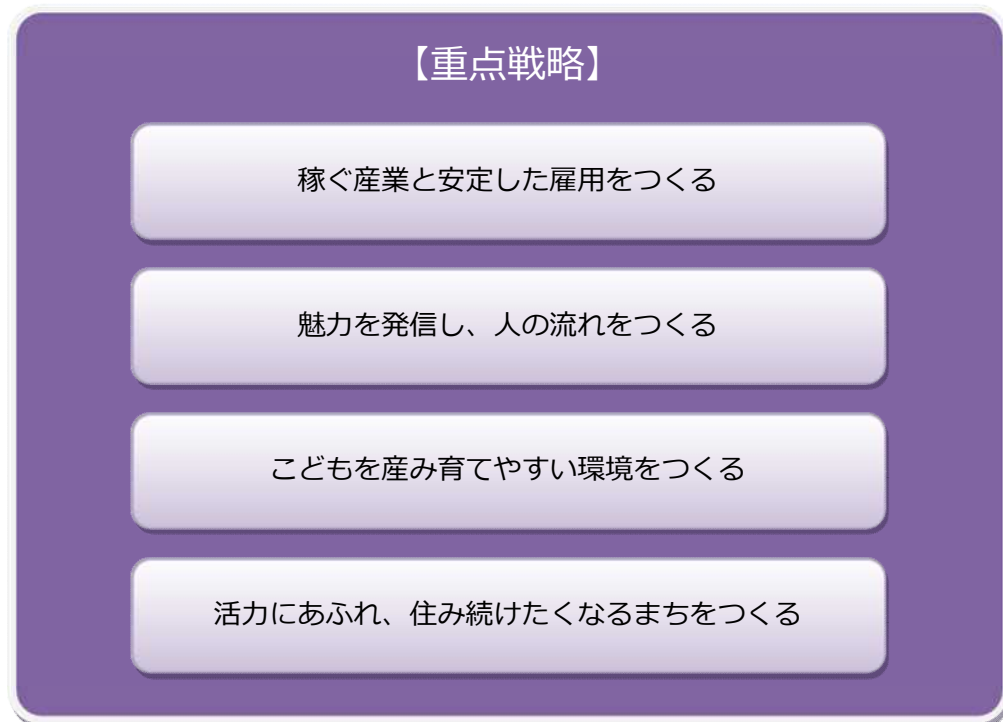
また、国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」においても、地方創生に取り組むに当たって、SDGsの理念に沿った経済・社会・環境の三側面を統合した取組を進めることで、政策の全体最適化や地域の社会課題解決の加速化を図ることが重要であるとしています。



2 重点戦略の設定

第2期仁木町総合戦略では、国が定めた4つの基本目標の考え方を基本として、4つの重点戦略（①元気な産業・雇用を支援する。②関係人口を創出し、人口流出に歯止めをかける。③児童人口維持のため、安心した子育て環境を提供する。④住みやすい環境をつくる。）を設定しました。

第3期仁木町創生総合戦略においては、第2期仁木町総合戦略の4つの重点戦略を継承しつつ、国のデジタル田園都市国家構想総合戦略における4つの施策の方向も勘案し、下記のとおり重点戦略を設定します。



重点戦略 1 稼ぐ産業と安定した雇用をつくる

仁木町の基幹産業である農業に対し、担い手の育成と収益性の高い地域農業の確立に取り組んでいきます。

また、農業を中心として、商業、地場産業、観光等との複合的な展開を図り、産業の関連性を強化し、地域内の経済波及効果を高める仕組みづくりなどにより、活力あるまちづくりを推進します。

さらに、観光の魅力づくりと併せ、一次製品の加工による特産品づくりなど仁木ブランドの更なる強化を推進するほか、経済発展と雇用機会の確保を図るため、町内に事業所の新設等を行う事業者に対して支援を行います。

重点戦略 2 魅力を発信し、人の流れをつくる

仁木町からの人口流出を低減させ、人口流入を増加させるため、多様な居住ニーズに対応した住環境の整備や空き地・空き家等の利活用に対する支援など、移住しやすい環境づくりを進めます。

また、特産品を活かした特色あるイベントの開催等により、関係人口の創出、拡大を図るとともに、交流人口を定住人口に転換する取組を推進します。

重点戦略 3 こどもを産み育てやすい環境をつくる

仁木町での妊娠、出産、子育ての阻害要因となっている課題の解消に取り組みます。

子育てについては、地域ぐるみでこどもを守り育てる支援対策や子育て世代の経済的な負担を軽減する取組を充実させ、少子化対策を重点的に推進します。

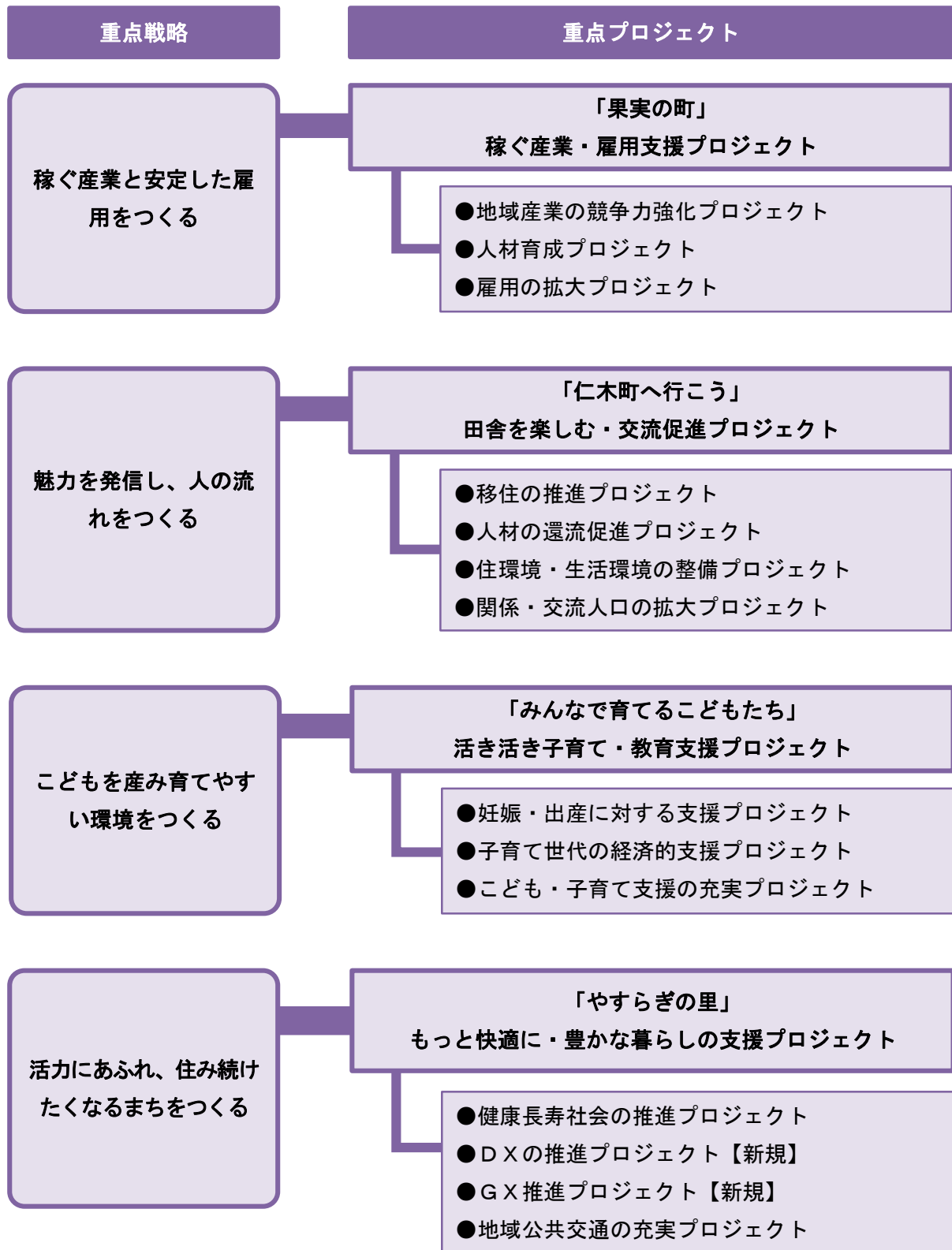
重点戦略 4 活力にあふれ、住み続けたいくなるまちをつくる

移住・定住の促進のため、保健・医療の充実を図るとともに、高齢者や障がい者、あるいは社会的な支援を必要とする人たちを地域全体で支え、町民一人ひとりが、生きがいと幸せな心を持ち、安心して暮らせるまちづくりを推進します。

また、誰もが日常的にデジタル化の恩恵を享受できる環境の整備や、近年の気候変動問題等に対応するため、温室効果ガス排出量の削減に向けた取組を進めます。

3 施策の体系

4つの重点戦略を実現するため、以下の4つの重点プロジェクトとこれらを構成するプロジェクトを設定しました。

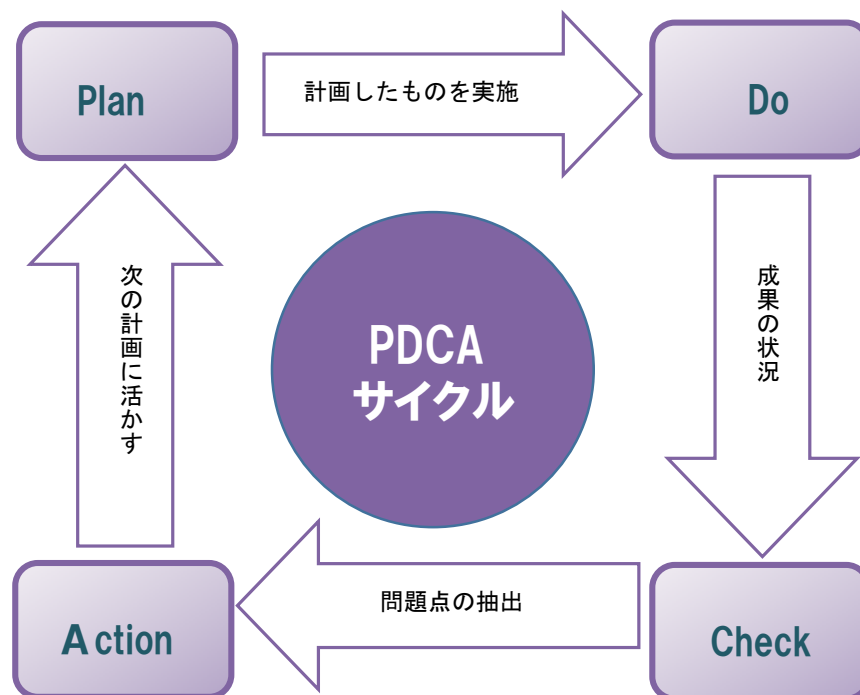


4 効果の検証と改善について

効果の検証に当たり、重点プロジェクトごとに数値目標を設定するとともに、各重点プロジェクト内で実施する各施策の効果を客観的に検証できる指標（重要業績評価指標：KPI）を設定します。

また、施策・事業の効果及び成果の検証は、PDCAサイクルによる効果的な見直しや改善を実施します。

検証については、外部有識者等を含む会議を設置し、重点プロジェクトの数値目標及び具体的な施策に係る KPI の達成度を検証します。



第3章 施策の展開

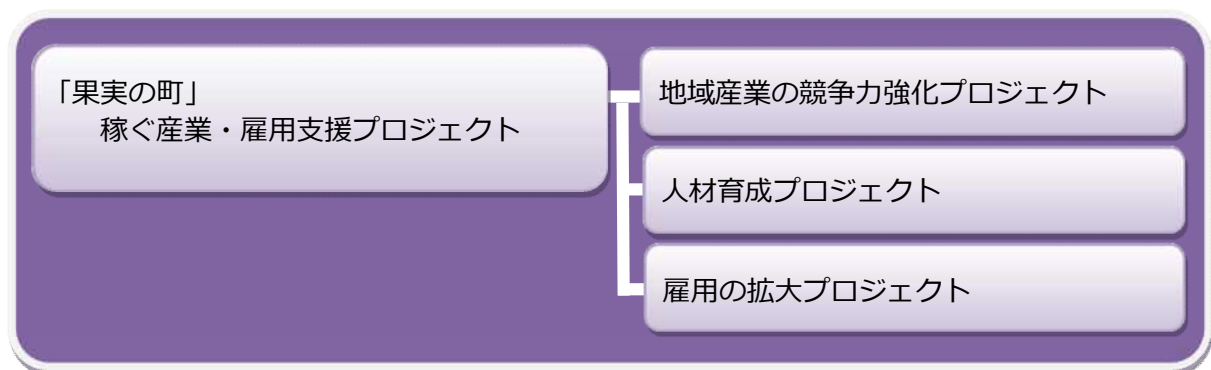
「果実の町」稼ぐ産業・雇用支援プロジェクト

(1) 基本方向

現在、仁木町においては、人口減少に伴い、地域の活力や経済力が低下しつつあります。人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口の減少を加速させるという悪循環を生み出しています。

人口の維持・増加のためには、地域経済の活性化、雇用の場の確保・拡大が不可欠です。仁木町においては、基幹産業の農業の振興や農業を核とした新しい産業の創出、農業経営の法人化、さらには、企業誘致、起業等を積極的に進め、雇用の場の確保を行う必要があります。

そのため、下記の3つのプロジェクトを推進し、生産性の高い農業を確立し、担い手確保・育成に努めるとともに、農産物のPR、付加価値向上を図ります。また、観光及び商工業の振興により雇用機会の確保に努めます。



■重点プロジェクトの数値目標

指 標	現状値	目標値
新規就農数（5年間累計）	24人 （令和2～6年度）	25人 （令和7～11年度）
ワインドウ生産者数	20軒 （令和6年度末）	26軒 （令和11年度末）

■関連するSDGsの目標



（２）具体的な施策と重要業績評価指標

①地域産業の競争力強化プロジェクト

基幹産業である農業の生産基盤拡充のため、新規就農者へのハウス導入に対する助成、水稲の省力・低コスト生産を支援する農業基盤整備に取り組みます。

また、地域農業の維持発展と地域コミュニティの活性化に向け、共同活動による農地・農業用水等の資源の保全管理に取り組むとともに、特産品のＰＲ強化など、情報発信の充実を図ります。

■重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	現状値	目標値
ミニトマトの作付面積	57ha (令和6年度末)	現状維持 (令和11年度末)
ワイン用ブドウ栽培面積	40ha (令和6年度末)	50ha (令和11年度末)
水田農家の1戸当たりの水稲作付面積	7.5ha (令和6年度末)	8.0ha (令和11年度末)
農業経営の法人化数	40件 (令和6年度末)	57件 (令和11年度末)

■具体的な施策・事業

施策・事業名	担当課
基幹産業である農業の生産基盤の拡充	
野菜・果樹ハウスの新規就農者に対する支援	産業課
自然環境の保全に資する農業生産活動を推進する農業者団体等に対する支援	
狭小水田の区画拡大に対する支援	
効果的な有害鳥獣対策の実施【デジタル】【新規】	
特産品のPR及び情報発信の充実	
都市部での特産品の積極PR	産業課
ワインツーリズム受入環境の充実	
ブランド発信力の強化【デジタル】	
SNS等を活用したふるさと納税のPR【デジタル】	

②人材育成プロジェクト

農業及び商工業の後継者の育成・確保のため、本町で農業経営を目指す研修生を積極的に受け入れ、指導農業士や後継者に対する支援に取り組みます。

また、農地の効率的かつ総合的な利用に関する方針を定め、新たな担い手への農用地の利用促進を図ります。

■重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	現状値	目標値
新規就農受入協議会の研修生人数（5年間増加数）	11人 （令和2～6年度）	10人 （令和7～11年度）
受入農家登録数	17人 （令和6年度末）	現状維持 （令和11年度末）

■具体的な施策・事業

施策・事業名	担当課
農業及び商工業の後継者の育成	
指導農業士活動に対する支援	産業課
新規就農者及び後継者に対する支援	
新規就農希望者に対して農業研修を行う受入農家への報奨	
次代を担う人材の育成・確保の取組への支援	
新たな担い手への農用地の利用促進【新規】	

③雇用の拡大プロジェクト

経済発展と雇用機会の確保を図るため、企業との連携強化、企業の立地促進及び起業支援等に取り組みます。

また、地域経済を牽引する事業に対し、地域未来投資促進法に基づく支援措置を行います。

■重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	現状値	目標値
事業所の新設等に対する奨励措置をした事業者の新規雇用者数（5年間累計）	10人 （令和2～6年度）	10人 （令和7～11年度）

■具体的な施策・事業

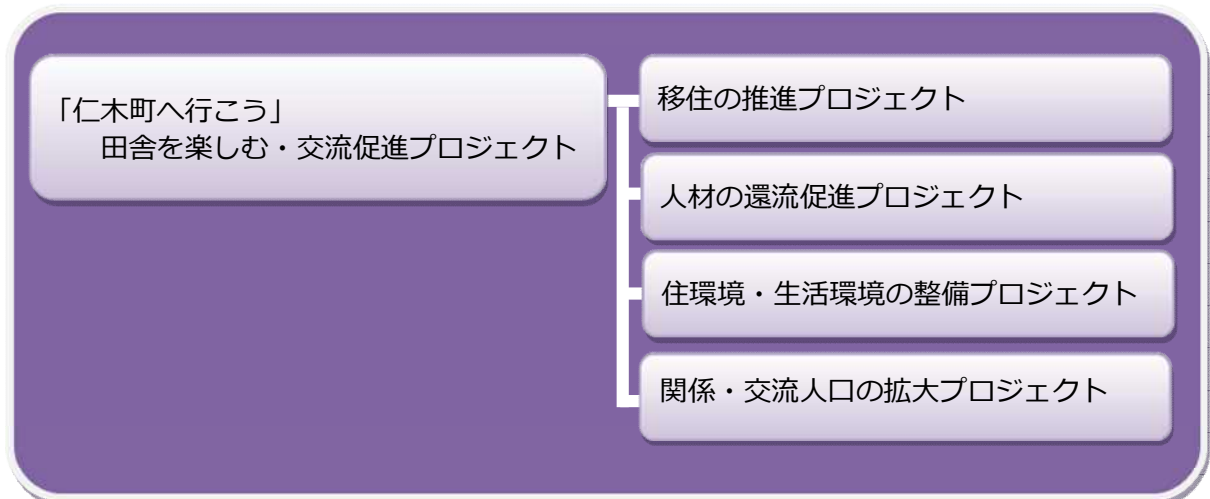
施策・事業名	担当課
企業の立地促進、起業支援	
町内事業者の事業所新設又は増設等に対する支援	企画課
地域経済を牽引する事業（農業・食料品製造・観光分野）に対する支援【新規】	産業課・企画課

「仁木町へ行こう」田舎を楽しむ・交流促進プロジェクト

(1) 基本方向

仁木町が直面している人口減少を改善するためには、町外から仁木町への移住を増やすことが必要です。このような取組は、一朝一夕には達成できるものではありませんが、まずは移住に関する情報発信の充実に加え、町内外の人々に仁木町の魅力が感じられる様々な機会を提供することにより関係人口を創出し、交流人口を拡大していくことが重要です。また、移住を希望する人を受け入れるため、時勢を踏まえて多様な居住ニーズに対応できる住環境を整備することも必要です。

そのため、下記の4つのプロジェクトを推進し、仁木町の良さをPRするとともに住環境に対する支援を行い、定住人口や交流人口の拡大に努めます。



重点プロジェクトの数値目標

指 標	現状値	目標値
社会移動数（転入者数－転出者数） （5年間累計）	-22人 （令和2～5年度）	35人 （令和7～11年度）

関連する SDGs の目標



（２）具体的な施策と重要業績評価指標

①移住の推進プロジェクト

仁木町への移住の促進のため、町内に点在する空き地・空き家等の利活用に対する支援を行うとともに、二地域居住等を含めた移住しやすい環境づくりを推進します。

■重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	現状値	目標値
しりべし空き家 BANK 登録者数	10件 （令和6年度末）	15件 （令和11年度末）

■具体的な施策・事業

施策・事業名	担当課
移住に興味を持つ人への魅力発信	
空き地・空き屋等の利活用に対する支援【新規】	企画課
移住しやすい環境づくりの推進【新規】	
二地域居住等の促進【新規】	

②人材の還流促進プロジェクト

仁木町での暮らしの魅力発信のため、SNS等による地域情報の発信を拡充するとともに、引き続き、地域起こし協力隊を募集し、地域に根付いた活動を支援することで、地域への人の流れをつくります。

■重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	現状値	目標値
地域おこし協力隊任期終了後の定住率	64.3% （令和6年度末）	73.0% （令和11年度末）

■具体的な施策・事業

施策・事業名	担当課
仁木町での暮らしの魅力発信	
地域おこし協力隊の募集及び定住支援	企画課
SNS等による地域に関する情報発信の拡充【デジタル】	総務課

③住環境・生活環境の整備プロジェクト

多様なニーズに対応した居住環境の提供のため、新築住宅の助成を行うとともに、近年増加している外国人労働者等に対する住環境の整備に取り組みます。

また、多様な文化に対応した生活環境の整備として、デジタル技術を活用して、窓口・問い合わせ対応の充実を図るとともに、効率的で、円滑な行政サービスの提供を行います。

■重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	現状値	目標値
新築住宅建設数（５年間累計）	32戸 （令和2～6年度）	40戸 （令和7～11年度）
仁木町公式 LINE 友だち登録者数	226人 （令和6年度末）	1,300人 （令和11年度末）

■具体的な施策・事業

施策・事業名	担当課
多様なニーズに対応した様々なタイプの居住環境の提供	
新築住宅建設に対する補助	企画課
多様な居住ニーズに対応できる住環境の整備【新規】	
合併処理浄化槽設置に対する補助	住民環境課
多様な文化に対応した生活環境の整備	
デジタル技術を活用した窓口・問い合わせ対応の充実【デジタル】 【新規】	企画課
買い物環境の充実【新規】	
スマートメーターによる水道検針の円滑化【デジタル】【新規】	建設課
外国人材の受入環境の整備【新規】	総務課

④関係・交流人口の拡大プロジェクト

特色ある各種イベントの実施に加え、北後志地域を中心とした広域による観光交流プロモーション活動を推進します。

■重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	現状値	目標値
観光宿泊者数	11,215人 （令和2～6年度）	15,000人 （令和7～11年度）

■具体的な施策・事業

施策・事業名	担当課
観光交流プロモーション活動の推進	
特産品等を活かした観光の振興	産業課
効果的な観光情報の発信【デジタル】	
特色あるイベントの開催	
定住自立圏による観光事業の一体的な取組の推進	

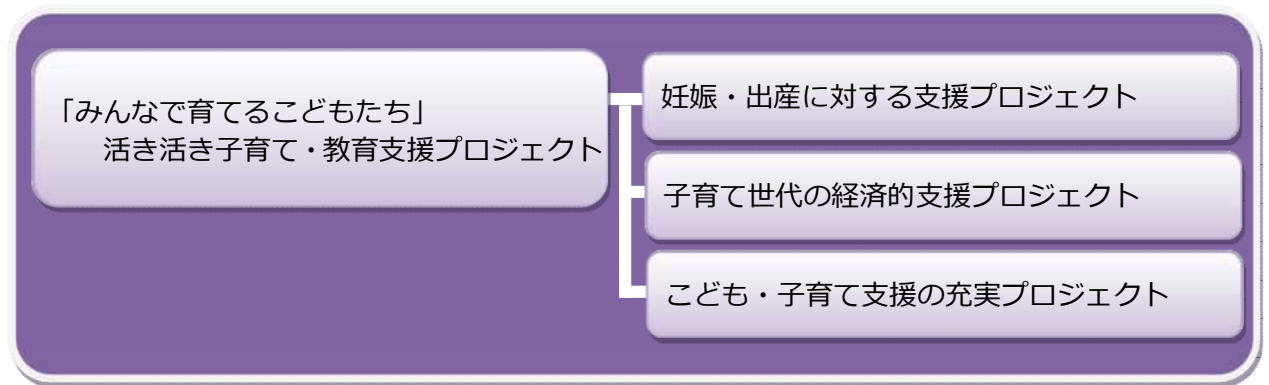
「みんなで育てるこどもたち」活き活き子育て・教育支援プロジェクト

(1) 基本方向

仁木町で暮らす人々がいつまでも安心して暮らし、魅力的な子育て環境、教育環境づくりを図るためには、妊娠・出産・育児から教育に至る切れ目のない支援と地域で子育てできる仕組みづくりが必要です。

子育てについては、地域ぐるみでこどもを守り育てる支援対策や子育て世代の経済的な負担を軽減する取組を充実させ、少子化対策に重点的に取り組む必要があります。

そのため、下記の3つのプロジェクトを推進し、安心してこどもを産み育てることができるよう、デジタル技術も活用して子育て支援サービスの充実を図るとともに、地域や社会で子育てを支える環境づくりに努めます。



■重点プロジェクトの数値目標

指 標	現状値	目標値
合計特殊出生率※	1.54人 (令和2～6年)	1.60人 (令和7～11年)
年少人口	315人 (令和6年)	312人 (令和11年)

※合計特殊出生率について：母親の年齢階級別出生数に基づき独自計算にて算出。

■関連する SDGs の目標



（２）具体的な施策と重要業績評価指標

①妊娠・出産に対する支援プロジェクト

安心して出産できる環境づくりのため、出産祝金、不妊治療に対する財政支援、周産期体制の継続支援に引き続き取り組むとともに、デジタル技術を活用して、妊娠、出産、子育てに関する相談体制の強化等に取り組みます。

■重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	現状値	目標値
第３子以降の出産人数	22人 （令和2～6年度）	25人 （令和7～11年度）

■具体的な施策・事業

施策・事業名	担当課
安心して出産できる環境づくり	
第３子以降の出産祝金	福祉課
妊婦健診に係る費用の助成	
不妊治療に対する財政支援	
定住自立圏における周産期体制の維持・支援の強化	
切れ目ない妊娠、出産、子育てに関する相談体制の強化【デジタル】	
新生児に対する聴覚検査費の助成	

②子育て世代の経済的支援プロジェクト

子育て世代の経済的な支援の充実のため、こども医療費、保育料、学童保育、学校給食費等の負担軽減等に取り組みます。

■重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	現状値	目標値
待機児童数 ※潜在待機児童を含む。	0人 （令和6年末）	0人 （令和11年末）

■具体的な施策・事業

施策・事業名	担当課
子育て世代の経済的な支援の充実	
病気の予防体制の充実	福祉課
乳幼児健診の実施	
高校生以下のこども医療費の助成	
中低所得世帯の保育料の負担軽減	
学童保育の無料化	
チャイルドシート購入助成の拡充	総務課
学校給食費の無料化	教育委員会
高等学校生徒通学費等の負担軽減	

③こども・子育て支援の充実プロジェクト

子育ての負担を軽減するため、こども家庭センターの設置を検討するとともに、魅力ある教育環境の整備のため、ICTによる教育環境の充実を図るほか、外国語指導や生涯学習における多様な体験機会の充実化に取り組みます。

■重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	現状値	目標値
こども家庭センターの設置	未設置 (令和6年度末)	設置 (令和11年度末)

■具体的な施策・事業

施策・事業名	担当課
子育ての負担を軽減する取組の充実	
ファミリーサポートセンターの整備	福祉課
こども家庭センターの設置の検討【新規】	
子育て支援の機能強化【新規】	
魅力ある教育環境の整備	
ICTによる教育環境の充実【デジタル】【新規】	教育委員会
外国語指導の充実	
生涯学習における多様な学習機会の充実	

「やすらぎの里」もっと快適に・豊かな暮らしの支援プロジェクト

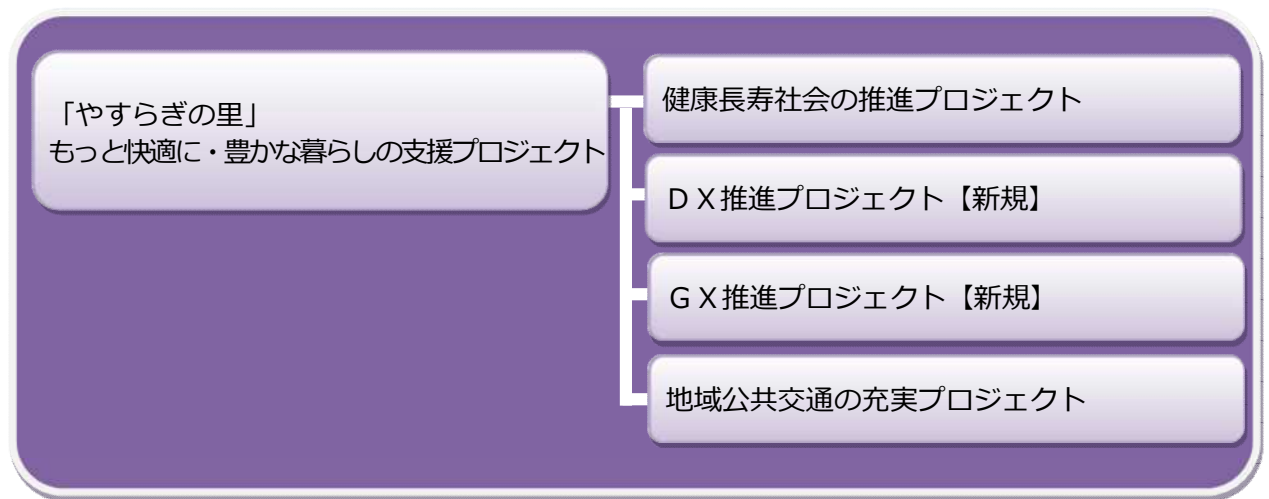
(1) 基本方向

仁木町のまちづくりにおいては、生涯元気で暮らせるよう、保健・医療の充実を図るとともに、高齢者や障がい者、あるいは社会的な支援を必要とする人たちを地域全体で支え、町民一人ひとりが、生きがいと幸せな心を持ち、安心して暮らせるまちづくりが必要です。日常生活においては、買い物や通院などで車を中心とした移動を行っていますが、今後、更に高齢化が進む中で安心して生活を継続していくためには、地域公共交通の充実化や高齢運転者に対する支援が必要となってきます。

また、人口減少が進む中、地域課題を解決し、持続可能な地域づくりを行うためには、デジタル技術の活用が必要不可欠であり、誰もが日常的にデジタル化の恩恵を享受できる環境の整備を行っていく必要があります。

さらに、近年の気候変動問題等への対応として、脱炭素社会を見据えた長期的な視点を持ち、国内外、または北海道内の動きを踏まえながら、温室効果ガス排出量の削減に向けた取組を進めることが求められています。

そのため、下記の4つのプロジェクトを推進し、高齢者が安心して生活を送れるよう、保健・医療・介護の充実を図るとともに、豊かなで安心できる暮らしを実現するために必要となる環境の整備・充実に努めます。



■重点プロジェクトの数値目標

指 標	現状値	目標値
総人口	3,048人 (令和6年末)	2,856人 (令和11年末)

■関連する SDGs の目標



（２）具体的な施策と重要業績評価指標

①健康長寿社会の推進プロジェクト

高齢者や障がい者が生き生きと暮らせるよう、高齢者等の安全・安心な暮らしを支えるサービスの充実を図るとともに、高齢運転者に対する支援や、救急受け入れ体制の維持等に取り組みます。

また、地域におけるコミュニティ活動を継続して行うための施設として、コミュニティ拠点施設整備の検討を行います。

■重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	現状値	目標値
特定健康診査受診率（国保）	28.0% （令和6年度報告分）	60.0% （令和11年度報告分）

■具体的な施策・事業

施策・事業名		担当課
安心な暮らしを支える医療体制の維持		
地域医療体制の充実	福祉課	
救急受け入れ体制の維持		
デジタル技術の活用を含めた健康づくりの推進		
健康づくり講演会の開催	福祉課	
健康運動教室の開催		
地域介護に対する予防活動の支援		
地域リハビリテーションに対する活動支援		
オンラインによる健診申込受付【デジタル】【新規】		
高齢者への生活支援の充実		
配食サービスの提供	福祉課	
送迎を伴う外出の支援		
定期的な連絡（ハートコール）による生活の支援		
除雪サービスの提供		
通所介護支援による対話機会の拡充		
緊急通報サービスによる緊急時連絡体制の確保		
家庭ごみを集積場所に持ち出すことができない方への支援	住民環境課	
高齢運転者に対する支援		
安全運転に関する啓発【新規】	総務課	
運転免許を返納する方への支援【新規】	総務課・企画課	

施策・事業名	担当課
持続可能な地域コミュニティ活動の環境づくり	
コミュニティ拠点施設整備の検討【新規】	企画課

②DX※¹推進プロジェクト【新規】

誰一人取り残されないデジタル社会の実現に向け、保険証や運転免許証と一体化されるマイナンバーカードの活用を促進するほか、高齢者等に対するデジタル・デバイドの解消を図ります。

■重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	現状値	目標値
住民票等のオンライン申請サービスの導入	未導入 （令和6年度末）	導入 （令和11年度末）

■具体的な施策・事業

施策・事業名	担当課
誰一人取り残されないデジタル社会の実現	
国の動向に合わせたマイナンバーカードの活用促進【デジタル】 【新規】	住民環境課
地域課題に対するデジタル技術の活用【デジタル】【新規】	企画課

③GX※²推進プロジェクト【新規】

脱炭素と経済成長の両立を目指すため、「仁木町地域再生可能エネルギービジョン」に基づき、仁木町の地域特性である「果樹産業」「豪雪地域」「狭隘な土地」を活かした再生可能エネルギーの導入を進めます。

■重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	現状値	目標値
再生可能エネルギーを導入した公共施設数	1箇所 （令和6年度末）	4箇所 （令和11年度末）

■具体的な施策・事業

施策・事業名	担当課
脱炭素による環境と経済の好循環化に向けた取組の推進	
再生可能エネルギーを活用したまちづくりの推進【新規】	住民環境課

※¹DX（デジタルトランスフォーメーション）：デジタル技術を活用してビジネスや社会を変革すること。

※²GX（グリーントランスフォーメーション）：環境保護と経済成長を両立させるための取組のこと。

④地域公共交通の構築プロジェクト

地域公共交通の充実のため、地域コミュニティバスである「ニキバス」の利便性向上に取り組むとともに、仁木町地域公共交通計画の推進に取り組みます。

また、交通空白地帯や観光客の移動手段として、本町の特性に合った Maas の導入を検討します。

■重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	現状値	目標値
ニキバス年間利用者数	7,205人 (令和5年10月 ～令和6年9月)	8,000人 (令和10年10月 ～令和11年9月)

■具体的な施策・事業

施策・事業名	担当課
地域公共交通の充実	
ニキバスの利便性の向上	企画課
地域住民や観光客の移動手段としての Maas 等の導入検討【デジタル】【新規】	
並行在来線のバス転換を踏まえた地域公共交通の整備	